

第三回國會議院法務委員會會議錄第九号

昭和二十三年十一月二十六日(金曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長代理

理事

岡井藤志郎君

佐藤昌二君

花村四郎君

龜井三三君

松本弘君

井伊誠一君

池谷信一君

石井繁九君

榊原千代君

森三樹二君

中村俊夫君

出席國務大臣

國務大臣

殖田俊吉君

出席政府委員

檢務長官

木内曾益君

法務廳事務官

野木新一君

法務廳事務官

岡咲恕一君

法務廳事務官

青木義人君

委員外の出席者

議員

安東義良君

最高裁判所事務局長

本間喜一君

最高裁判所事務官

小川善吉君

專門員

村教三君

專門員

小本貞一君

十一月二十五日

司法警察職員等指定應急措置法案

(内閣提出第三二一號)

關島刑務所移轉に関する請願(山下春江君紹介)(第七六號)

住居法の制定並びに戸籍事務關係連當法制定の請願(林百郎君紹介)(第五五七號)

吉原市に刑務所支所設置の請願(宮橋靖君紹介)(第五八九號)

司法檢察の淨化に関する請願(山口

第一類第五号

法務委員會會議錄

第九号

昭和二十三年十一月二十六日

好一君紹介)(第六七〇號)の審査を本委員會に付託された。

同日

賣春等処罰法案に関する陳情書(大阪市西成区山王町四丁目一番地松井リウ)(第四一七號)

を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件

戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付第四四號)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五五號)

刑事訴訟法施行法案(内閣提出第一八號)

裁判所法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一九號)

司法警察職員等指定應急措置法案(内閣提出第三二一號)

〇佐藤委員長代理 會議を開きます。

司法警察職員等指定應急措置法案を議題といたします。この際政府より提案理由の説明を願います。

司法警察職員等指定應急措置法案

司法警察職員等指定應急措置法案

第一條 森林、鐵道その他特別の事項について司法警察職員として職務を行ふべき者及び職務の範囲は、他の法律に特別の定めのない限り、当分の間司法警察官及び司法警察官吏の職務を行ふべき者の指定等に関する件(大正十二年勅令第五百二十八號)の定めるところに

るによる。

第二條 他の法令中「司法警察官吏」とあるのは「司法警察職員」と、「司法警察官」とあるのは「司法警察官」と、「司法警察吏」とあるのは「司法警察吏」とそれぞれ読み替へるものとする。

附則

この法律は、刑事訴訟法を改正する法律(昭和二十三年法律第三十一號)施行の日(昭和二十四年一月一日)から施行する。

〇木内政府委員 ただいま上程に相なりました司法警察職員等指定應急措置法案の提案理由につきまして御説明いたします。

御承知の通り第二回國會において制定せられました刑事訴訟法改正法律の第九十條におきましては、森林、鐵道その他特別の事項について、司法警察職員として職務を行ふべき者及びその職務の範囲は、別に法律でこれを定めることとなつてゐるのであります。

従いまして從來刑事訴訟法第二百五十一條に基き、司法警察官吏の職務を行ふべき者及びその職務の範囲を定めておりました大正十二年勅令第五百二十八號はこれを廢止いたしまして、新たにこれにかわるべき法律を制定する必要が生じたのであります。よつて政府におきましては、勅令第五百二十八號のうち、すでに不要となつたものを削除し、新たに必要となつたものを加へ、職務の範圍につきましても適当に修正を加へ、これを法律案として整理すべく努力いたして参つたのであります。

が、これらの点につきましては各方面と關連するところが多く、現在なおこれを法律案として國會に提出するに至らないのであります。しかし他方改正刑事訴訟法は、昭和二十四年一月一日からこれを施行することとなつておりますので、これが円滑な運用をはかるためには、この点に關し右の法律にかわるべき應急措置を講ずる必要があるのであります。

従いまして、本法案第一條におきまして、他の法律に特別の定めのない限り右の勅令第五百二十八號の内容をそのままとつて、当分の間これを改正刑事訴訟法の規定による司法警察職員として職務を行ふものとしてあります。しかしてその他改正刑事訴訟法におきましては、現行法の「司法警察官吏」「司法警察官」及び「司法警察吏」に相當するものを「司法警察職員」「司法警察官」と改めましたので、第二條におきまして他の法令中にある右のごとき語を改正刑事訴訟法に適合するようになし、それ〴〵読みかへることとしたのであります。

以上が本法案の提案理由の御説明であります。本法は改正刑事訴訟法の實施を円滑にするためには欠くことのできないものでありますので、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを望む次第であります。

〇榊原子委員 ただいまの提案理由だけでは不明瞭な点もございますので、さらにもう少し詳細に御説明をお願いしたいと思ひます。

〇野本政府委員 提案理由に少しばかりつけ加えて御説明申し上げたいと思ひます。

大正十二年勅令第五百二十八號「司法警察官吏及司法警察官吏ノ職務ヲ行フヘキ者ノ指定等ニ關スル件」これはすでに十數回にわたつて修正せられて今日に至つておるわけでありまして、現在この大正十二年勅令第五百二十八號によりまして、いわゆる特別司法警察官吏、すなわち通常の司法警察官吏でない者で、この勅令によつて司法警察権を付與せられた者としたしましては、この勅令の第一條には、檢事局勤務の書記、雇員は司法警察官または司法警察吏の職務を行ふものとしてあります。この点はすでに檢察廳法によりまして、檢事局の書記といふものは全部檢察局の檢察事務官となりまして、これが檢察廳法によりまして捜査もでき、新しい刑事訴訟法におきましても捜査ができる建前になつておりますから、この勅令の第一條は結局實際は死んでしまつております。

次に勅令第二條におきましては「監獄又ハ分監ノ長ハ監獄又ハ分監ニ於ケル犯罪ニ付刑事訴訟法第二百四十八條ニ規定スル司法警察官ノ職務ヲ行フ」とありまして、これは今でも生きておるわけでありまして、それから第三條におきまして、一定の職員でその所屬長官がその官廳所在地を管轄する地方裁判所の檢事正、今

で申しますと地方檢察廳の檢察正と協
議して定めるものは、それ／＼この勅
令五百二十八号の定めるところにより
まして、あるいは司法警察官、あるいは
司法警察吏の職務を行うということにな
つておりました、この中に十四ほど
あげてありますが、この中におきまし
ても、たとへば帝室林野局関係の者の
ように、すでに事実上なくなつてしま
つたものもありまして、また経済監視
官のように、これまたなくなつたもの
もありまして、現在動いてゐるものと
いたしましては、第三條の第三号にあ
ります。監獄又ハ分監ノ長タル者及看守
タル者ヲ除ク外監獄職員タル二級
又ハ三級ノ法務廳事務官第四号の「營
林局勤務ノ農林事務官及農林技官」
とか、第五号の鉄道関係の職員、あるい
は司法関係の取締りに従事する都道府
縣の吏員、大体そういうものがおもな
ものであります。こういうものにつき
ましては次の第四條の規定によりまし
て、その職務の範囲が規定されてい
るわけであります。たとえば先ほど申し
ました監獄職員たる二級または三級の
法務廳事務官、これにつきましては、

監獄または分監における犯罪というよ
うに、また營林局勤務の農林事務官、
農林技官などにつきましては「國有林
野、部分林、公有林野官行造林、其ノ
林野ノ產物又ハ其ノ林野若ハ國營鐵道
ニ於ケル狩獵ニ關スル罪」それからた
とへば鉄道関係の警察官吏について申
しますと、停車場または列車における
現行犯罪、そういうようにそれ／＼一
定の職務の範囲が限られてゐるわけ
であります。この勅令第五條には、警察
官吏の駐在しない島嶼であつて、町村
制を施行せざる地における犯罪につい

ても、特別司法警察官吏にする規定が
ありますが、これは地方自治法の改正
の結果、事実上死文になつておりま
す。

それから第六條の「遠洋区域、近海
区域又ハ沿海区域ヲ航行スル總噸數二
十噸以上ノ船舶ノ船長ハ其ノ船舶内ニ
於テ刑事訴訟法第二百四十八條ニ規定
スル司法警察官ノ職務ヲ行フ」という
ように、船長に司法警察権を與えてい
る規定であります。これは今でも生き
ております。

第七條の麻薬犯罪について、麻薬統
制主事が司法警察官となつておりま
す。

大休今度の司法警察職員等指定應急
措置法によつて暫定的に司法警察権の
付與を認められるものは、ただいま申
し上げたようなものであります。本
格的に司法警察職員として職務を行
ふべき者の指定等に関する法律案は今
準備しておりますが、この案の大体今申
し上げたものや、そのほかその後新し
く若干つけ加ふるべきものを挿入いた
して、本格的な案を準備しておるわけ
でございます。ところがこの本格的な

案は、いろいろな事情で、二の点で
なお問題の点がありまして、今度の國
会に提案の運びに至りませんので、こ
ゝ暫定的に應急措置として大正十二年
勅令第五百二十八号をしばらく生かし
て、それによつて運用して行こう、そ
ういう考え方の法案でございます。

○勸原(千)委員 本格的なものは次期
國會に上程されるようなお見込みでこ
ざいますようか。

○野木政府委員 ほとんど大部分はも
うでき上つておまして、ほんの一、
二点だけちよつと問題の点が残つてお

ります。これも割合簡単にきまると
思いますが、おそらく次期國會には
早い機会に上程できるのではないかと
思つております。

午前十一時三分休憩
午後十一時十分開議
○佐瀬委員長代理 暫時休憩いたしま
す。

午前十一時十分開議
○佐瀬委員長代理 休憩前に引き続き會
議を開きます。

裁判所法の一部を改正する等の法律
案を議題として審査を進めます。森委
員。

○森(二)委員 この裁判所法の改正法
案につきまして、先般私が御質問申
し上げたのでありますが、滿洲國にお
りましてこの裁判官並びに檢察官
の地位の問題に關しまして、改正案は
三年を経過しなければその資格を得ら
れないとなつておるのであります。こ
の前のもの申し上げましたように、
それらの人々は引揚げましてから、内
地において就職するまでの間におきま
しても、相當の期間を経過してゐるの
であります。内地において最初から
その地位にあつて修習しておつたら
ば、當然二年で済むものが、外地にお
つたためにそういう不利益を受けてお
るというところは、われ／＼司法の職にあ
りまして同じ試験の苦しみを経過した
ものといつたしましては、どうしても平
等にしてやらなければならぬという考
えをもつてゐるのであります。また特
に私は以前から司法官並びに弁護士修
習生等の地位や、あるいは生活の保障
についてもできるだけこれを保護して
やらなければならぬということ、
かねてから強硬に主張をしてゐる一人

でありまして、内地におつたものと外
地におつたものとがそうした不均衡な
立場にあるということは、どうしても
私はこれを承認することができないの
であります。当局としてもこれを改
正するために多少の手段はかかるであ
りましようが、しかしその手段のかか
ることはいとわれないで、できる限
りあたたい待遇をしてやるようにと
りかはらつていただきたいのでありま
す。

なおこの裁判所構成法、明治二十三
年二月十日法律第六号によるところの
第六十五條の第二項に、朝鮮總督府判
事並びに朝鮮總督府の檢察たるものの
資格についても規定がありまして、そ
れは第一項の三年余云々という條項に
かかつてゐるのであります。しかし
私は朝鮮がそうであるから滿洲もそう
であるというように、そういう前提に
立つて考えたのではないのでありまし
て、これもできる限りにおきまして
は二年ということにしてやつた方がよ
いのだと考えますから、前の方にそう
いう法律があるからといつて、必ずし
もあつた方と同じようにする必要はな
い、かように考えるのであります。ひ
とつ當局においても、ぜひともこの改
正法の三年はこの際二年に短縮せられ
んことを期待してやまないものであり
ます。ひとつその点についてお伺いた
します。

○岡崎政府委員 ただいま森委員から
お尋ねの点につきまして、政府の考え
を明確にお答え申し上げたいと存じま
す。今御指摘になりました裁判所構成
法の第六十五條の二項に「司法官試験
補タル資格ヲ有シ朝鮮總督府判事又ハ朝鮮
總督府檢察タル者亦同シ」と規定して

ありまして、前項の規定を受けてい
るわけですが、第一項には「三年以上帝
國大學法科教授若ハ弁護士タル者ハ此
ノ章ニ掲ケタル試験及考試ヲ經シテ
判事又ハ檢察ニ任セラルコトヲ得」
とありまして、従ひまして朝鮮總督府
判事または朝鮮總督府檢察たる者は、
三年間その地位におりますと、裁判所
構成法に掲げてありますところの考試
を経なくても判事もしくは檢察事に任
ぜられることができるということに相
なるわけでありまして、裁判所構成法
の六十五條に三年という規定がありま
すが、これがいわゆる司法修習を經な
いで裁判官に任用されるとき基本的
な規定と相なつてゐるのでございま
す。すなわち裁判所法施行令、これは
昭和二十二年の政令第二十四号でござ
います。その十條におきまして「裁
判所構成法による判事たる資格を有す
る者は、裁判所法第四十一條乃至第四
十四條の規定の適用については、その
資格を得た時に司法修習生の修習を終
えたものとみなす。同法施行の際現に
弁護士たる資格を有する者で弁護士の
在職年數が同法施行後において三年に
達するものについては、その三年に達し
た時も同様とする」というふうに規定
いたしておりました、この三年間の在
職といふものが、司法修習を經ない司
法事務に従事してゐるところの弁護士
あるいは外地の裁判官、檢察官、ある
いは滿洲國における裁判官、檢察官の
内地における判事、檢察あるいは判事
補となるための前提の資格として一應
定められております關係上、これがた
だいま御指摘になりましたこの裁判所
法の一部を改正する等の法律案の三條
の中にございます第二條の二という規

定を考へ出した基礎になつてゐる思想でございます。朝鮮總督府の判事につきましては、実は司法修習の期間をこの三年のほかにさらに考へなければならぬと、実際に申しますと、司法科試験に合格したのち四年半経過しませんが、裁判所構成法による判事または検事たる資格を得ることができないわけでありまして、この本法の改正におきましては、これを三年に一括して短縮したわけでございます。その点から申しますと、朝鮮總督府の判事または検事よりも多少優遇されてゐるという關係に相なるわけでございます。森委員は、こういう外地において司法修習をし、外地において裁判官あるいは檢察官たる地位にあつた者は、内地における修習と同一に取扱つて、なるべく早くそういう者が判事もしくは検事たる資格を獲得しやうというに処置するのが、政府として温情ある取扱ひではないか、そういうふうにとつ考へを變更していただきたいという御提案でございますが、弁護士及び弁護士試験の資格の特例に関する法律、これは昭和二十一年法律第十一号でございますが、その第一條の二項によりまして、「弁護士法第三條の試験に合格し、満洲國の審判官又は檢察官の職に在つた者で前項の審査委員會の鑑定を経た者についても、また同項と同様とする。」とあり、弁護士法第三條の試験に合格するといふのは、司法科試験に合格した者を意味するのであります。司法科試験に合格した者で、満洲國の審判官もしくは檢察官の職にあつた者は、弁護士法第十三條第二項に規定する審査委員會の選考を経ますと、弁護士法に定める弁護士たる資格を有するわけでございます。この規定が附則の第三項におきまして「第一條第二項の規定により弁護士たる資格を有する者は、その資格を得たときに、司法修習生の修習を終えたものとみなす。」という非常に破格の附則を設けておりまして、弁護士法に定める審査委員會の選考を経て、もしもその選考によつて合格と判定されますならば、そのときにおいて実は司法修習生の修習を終えたものとみなされるわけでございます。それから、ただちに検事もしくは判事補に任命される資格を得るわけでございます。どうぞこの手續をお進め願ふことによつて、満洲國から帰られまして司法官は一日も早く判事補もしくは檢察官あるいは弁護士におなりになつて、内地において司法のために御奮闘あらんことを切にお願いいたす次第でございます。

○森(三)委員 ただいま政府委員より非常に詳細な御答弁があつたのであります。私が重ねてひとつ御質問したいと思ふ。と申しますのは、弁護士及び弁護士試験の資格の特例に関する法律、あるいはまた先ほど申し上げました裁判所構成法の六十五條等の關係もありまして、ただいま改正せんとするところの改正法三十三條との關係もあるものであります。しかし司法當局といへども、そうした不利益をことさらに外地から引揚げた者にかけるという意味でないといふことは、十分たゞいまの御説明によつてもわかるのであります。もしもそうであるとするならば、私が先ほど申し上げたように、内地で勤務しておつた者と同等なところにはかゝるを私はすべきものであるといふことを申し上げたのであつて、たとへば

の法令と比較してそこに一年の差があるからといつて、そのためにただいま改正せんとする本條の規定を三年にしなければならぬといふことはないと私は思ふのである。さらに私は當局が再考されて、そうしてこれを二年というふうな修正される意思があるかどうか、また私としてはこれを二年にどうしてもしていただきたいといふ強い希望があるといふことを、ここで申し上げる次第であります。

○鐵治委員 ちよつと今の問題ですが、満洲で一年半なり二年やつてこつちに来ます。来たらどうなるのか、その二年が生きてゐるのか、それともあらためて三年やらなければならぬか。生きると思ふればどういふ方法で生きることになりますか、その点を承りたい。

○岡咲政府委員 森委員の非常に御熱心なる御希望のように拜承いたしましたのでございますが、前会法務總裁もお答えいたしましたし、私も同様の趣旨のことを申し上げたと思ひますが、この外地における司法官あるいは弁護士といふものを内地の司法官あるいは弁護士にふりかへる諸種の規定との權衡上、政府といたしましてはせつかくの御希望でございますが、なるべく原案通り三年という期間を堅持したいと考えております。それから鐵治委員のお尋ねでございますが、満洲國におきまして学習法官あるいは高等官試験として修習中であつて、一年半あるいは二年で内地に帰つたという場合には、もしその人が向うにおいて考試を合格せられまして、審判官あるいは檢察官になつておられますならば、ただいま申しました弁護士及び弁護士試験

の資格の特例に関する法律で弁護士たる資格を得られますし、従いましてまた司法修習生の修習を終えたものと見なされるわけでございますが、満洲において修習中の試験であつて、結局審判官、檢察官になれなかつたといふしますと、その修習期間がたとへ二年でありまして、それでは内地に帰つて弁護士、あるいはそのまゝの形において内地における修習と同様にみなすというわけには参らない次第でございます。従いまして新しく司法修習生として修習をお始めになつて、弁護士あるいは司法官になるという資格の獲得のための準備をなさなければならぬ、かように相なるわけでございます。

○鐵治委員 そうすると、もう二箇月か三箇月で終へるべきはすのめものであつても、それが終へなかつたといふれば、ここに來てまた二年新しくやり直しをするのですか、何かそこに方法がないものですか。

○岡咲政府委員 外地における修習中の司法官試験と内地の司法官試験との交渉調節の規定は、実はたび／＼これまで問題にはなりませんが、いまだ立法の形をとつておらない次第でございます。現在ではそこまで考へる必要はないであらう、また現在においてもその点まで考慮しないでもまかなえるのではないであらうか、かように考へてゐる次第であります。

○中村(俊)委員 ただいま森委員から第二條の三年というのを二年にすることに對していろいろ質問がありましたが、政府の方でこの三年を非常に堅持されておられますが、先般われ／＼が條件つきの意見を付して通

過せしめました副檢察事の任命に関する特例の法律案の一年延期の問題について、彼此對照いたしますと、こういう特例といふものは一時も早く廃止してもらわなければ困るのだ。いわゆる檢察官の素質の問題——今日の朝日新聞にも出ております通り、檢察廳内部の肅正という問題が今大きく社會に浮び上つておりますが、そういういたしますと今の政府の見解は、こういう副檢察事などの任命の資格についてはなるべく應急の措置を講ずるようになりたい。そしてただ第二條の二の満洲國の關係の人々に対してはどうしても三年でなければならぬ。いゝやんや刑事訴訟法の新しい施行によつて、檢察官は申すに及ばず、裁判官も多くこれを必要とするものが目前に迫つてゐるに、私はその考へ方が終始一貫してゐないやうに思ふのであります。これに對する御見解を承りたいと思ひます。

○岡咲政府委員 副檢察事の方は、もちろん檢察事務をいたしては相違ない、むしろ檢察の實質的には補佐官なる地位にあるわけでございます。たとへその資格の点において多少緩和いたしましたとしても、嚴格な選考試験を経て、適当なものであるならば廣く任用するといふことは、現在副檢察事の任用の点において非常に政府は苦慮いたしております。現状から考へまして、一應やむを得ない措置かと考へるのでござい

事たる非常に重要な資格を得られるわけでございますから、これはただ単に学習法官あるいは高等官試験として在職した者に限つてこれを二年に下げるといふことにいたしますと、たびたび申しましたように、他との均衡上あまりにこの学習法官というものを重く取扱ふという感じになりまして、法制の建前から申しますとやはり均衡を失したことになるのではないだろうかと思ふ次第であります。弁護士事務をとおつておる者ですら三年在職しなければその資格を獲得しないのであります。学習法官としてただ学校で向うで指導を受けていたという期間が三年間にさへ達すれば、これで内地においてただちに裁判所構成法によるいわゆる判事もしくは検事たる資格を得られるといふことになる、どうも衡衡を失するのじやないかと率直に考える次第であります。

○森(三)委員 ただいま岡咲さんから権衡論があつたのであります、私は岡咲さんの権衡論には反対であります。と申すのは、それは時代がいろいろ変遷しておるのであつて、以前は高等試験あるいは五十二号の試験に合格すると修習しないでも弁護士になれた。ところが昭和十一年からそれが改正になつて、一年半修習するといふことになつて来たのであります、輕んずるか重んずるかといふことはその時代とともに考えなければならぬ問題であつて、そうした一つの改正の法律案があるからといつて、それに準拠して輕いか重いかといふことを言われるということは、それは私は法を取扱う者の概念としてはいけないのではないかと考える次第であります。従つてその点についても少しお考えを述べて

の点についてもう少しお考えを述べていただきたい。それから先ほど岡咲さんの御答弁の中に、法務總裁より先般さういふような意見を述べたというお話がありましたが、私がこの自分の委員の席からながめておつた空気に置きましては、法務總裁はほとんどこの問題については何らわからないといふ答弁をしておつたのであります。しかも岡咲さんの意見をいろいろ聞いて答弁をしておつたのであります、あなたがたがたが法務總裁もそのように答弁をしておつたといふことは、それはむしろあなたの意思が法務總裁に映つて、その答弁をしておつたことを逆に引用されておるのであります、私は法務總裁は、この問題については何らの明確な意見をもたなかつたものだと思つておるものであります、その点についてのお答

えも願ひたい。それから昨日の法務總裁の田中政務次官家宅捜索に関するところの答弁は、まことにわれ／＼法を扱う者にとつては遺憾しごくの答弁をしておるのであつて、すなわち刑事訴訟法上から言ひまして、検事は犯罪の嫌疑がありとして令状を裁判所に要求して、そしてその判事の令状に基いて執行するのであります。だから、田中君本人に何らの嫌疑がないとするならば、家宅捜索の令状といふものを要求することができないものだと思ひます。従つて私は法務總裁のこつた一般の法律の考へについて、非常に疑問を持たざるを得ない。従つてまあ今私の質問してある問題と昨日の問題とは別個の問題であります、あらためて私は法務總裁の出席をお願いしまして、この際昨日

の家宅捜索に関する問題についても、法務總裁のはつきりしたお答えを願ひたいと思ふ。昨日の法務總裁のお答えによりますと、自分は田中政務次官の犯罪の嫌疑については、いまだ確たる確信があつてやつたものとは思われない、ただ便宜的な意図に基いて家宅捜索をしたのである、といふような趣旨の答弁をしておつたのであります、嫌うとしたところの單なる便宜的な、嫌疑もないのにいやくも國會議員たる身分ある者の家宅を三箇所をわたつて搜索をするといふようなことは、私はどうして容易にはできないことだと思ふ。従つてこれについては、本委員会において、法務總裁のもつと日本の法律に基いた、日本の法律にもとらな

い、たゞ便宜的な意図に基いて家宅捜索をしたのである、といふような趣旨の答弁をしておつたのであります、嫌うとしたところの單なる便宜的な、嫌疑もないのにいやくも國會議員たる身分ある者の家宅を三箇所をわたつて搜索をするといふようなことは、私はどうして容易にはできないことだと思ふ。従つてこれについては、本委員会において、法務總裁のもつと日本の法律に基いた、日本の法律にもとらな

○岡咲政府委員 ただいま森委員の御指摘になりました点、法律というものは時代の變遷といふものを十分考慮に入れて考えなければならぬといふ御意見は、私も全面的に同感いたしておる次第であります。本法の改正につきましても、実は先ほど申しましたように、學習中の期間をも入れてなおかつ三年にいたしましたのは、非常な寛大な讓歩でも申します、外に地におられた學習法官といふものになるべく内地においで活動していただきたいといふ趣旨で、多少従前の規定よりも寛大に考へて、実は三年にいたしました次第でございます、これをさらに短縮して二年

にいたすといふことは、昨今における事情の變化を考えましても、どうもちよつと行き過ぎではないかと考える次第でございます。

○中村(俊)委員 この裁判所法の一部を改正する法律案の中に今般家庭裁判所といふものが置かれたのであります、家庭裁判所と簡易裁判所と、その地位と申しますか、格と申しますか、その區別があるならばどの點に區別があるか。あるいは家庭裁判所の判事と簡易裁判所の判事とはどういふ違いがあるか。たとえば年限の古い人を家庭裁判所へ持つて行くのか、簡易裁判所と同等に扱ふのか。それを簡単に伺いたい。

○岡咲政府委員 家庭裁判所と簡易裁判所との差違であります、階級といふ言葉を使ひますと、これは地方裁判所の階級に属する裁判所と考えております。第三十一條の二にござりまするに、これは地方裁判所とまつたく同様な機構でございまして、相當の員数の判事及び判事補でこれを構成するといふことになつてあります。簡易裁判所は御存じのように、大体三年判事補たる者をもつて簡易裁判所判事に當てられます。それから一般の選考によつて學識経験ある者も簡易裁判所判事にはなれるのであります、家庭裁判所の方が格の上から申しますと、はるかに高い裁判所である、かように考えております。

○中村(俊)委員 もう一点伺います、現行の裁判所法の第十九條、これは「高等裁判所は、裁判事務の取扱上さし迫つた必要があるときは、その管轄区域内の地方裁判所の判事にその高等裁判所の判事の職務を行わせること

ができる。」つまり同一管轄内におきましては、地方裁判所の判事が高等裁判所の職務を差迫つた必要があるときにはやり得る。つまり下から上に判事を持つて来て職務を行はしめるといふ規定であつて、同法第二十八條は同様の趣旨ですが、これは横の線になつて、同一の高等裁判所管内の地方裁判所同士、いわゆる差迫つて必要があつたときは、甲という地方裁判所の判事に乙という地方裁判所の判事の職務を行はしむる、こゝういふ規定であります、これ以外に、つまり違つた高等裁判所の管内に、事務の取扱ひに關する差迫つたことが起つた場合のことを予想されておられないのであるかといふことなのです。つまり近來いろいろ大きな犯罪が起りまして、件数がふえて、一つの高等裁判所でも、もう大阪などでは、この間は報告書を司法委員長の手元へ出しておいだのであります、が、拘束をされておる被告人で、控訴事件で取調べられない者が三百人以上ありまして、いわんや非拘束の事件は、いつ控訴裁判が開かれるかわからぬといふぐらゐに滯滞を來しておる。

これは大阪の例ですが、その事件を急速に処理させる必要がある場合には、廣島の管内から持つて來られるといふような規定の必要があるのではなからうかと考えられるのですが、さういふようなことについて政府は改正をなさるた意思を持つておられるのか。今のところさういふお考えはないのであるかといふことを承りたい。

○岡咲政府委員 中村委員の御質疑の點はまつたく御指摘通りでございます、高等裁判所相互間における裁判官の職務代行の規定はございませぬし、

が、これ以外に、つまり違つた高等裁判所の管内に、事務の取扱ひに關する差迫つたことが起つた場合のことを予想されておられないのであるかといふことなのです。つまり近來いろいろ大きな犯罪が起りまして、件数がふえて、一つの高等裁判所でも、もう大阪などでは、この間は報告書を司法委員長の手元へ出しておいだのであります、が、拘束をされておる被告人で、控訴事件で取調べられない者が三百人以上ありまして、いわんや非拘束の事件は、いつ控訴裁判が開かれるかわからぬといふぐらゐに滯滞を來しておる。

これは大阪の例ですが、その事件を急速に処理させる必要がある場合には、廣島の管内から持つて來られるといふような規定の必要があるのではなからうかと考えられるのですが、さういふようなことについて政府は改正をなさるた意思を持つておられるのか。今のところさういふお考えはないのであるかといふことを承りたい。

○岡咲政府委員 中村委員の御質疑の點はまつたく御指摘通りでございます、高等裁判所相互間における裁判官の職務代行の規定はございませぬし、

が、これ以外に、つまり違つた高等裁判所の管内に、事務の取扱ひに關する差迫つたことが起つた場合のことを予想されておられないのであるかといふことなのです。つまり近來いろいろ大きな犯罪が起りまして、件数がふえて、一つの高等裁判所でも、もう大阪などでは、この間は報告書を司法委員長の手元へ出しておいだのであります、が、拘束をされておる被告人で、控訴事件で取調べられない者が三百人以上ありまして、いわんや非拘束の事件は、いつ控訴裁判が開かれるかわからぬといふぐらゐに滯滞を來しておる。

これは大阪の例ですが、その事件を急速に処理させる必要がある場合には、廣島の管内から持つて來られるといふような規定の必要があるのではなからうかと考えられるのですが、さういふようなことについて政府は改正をなさるた意思を持つておられるのか。今のところさういふお考えはないのであるかといふことを承りたい。

○岡咲政府委員 中村委員の御質疑の點はまつたく御指摘通りでございます、高等裁判所相互間における裁判官の職務代行の規定はございませぬし、

が、これ以外に、つまり違つた高等裁判所の管内に、事務の取扱ひに關する差迫つたことが起つた場合のことを予想されておられないのであるかといふことなのです。つまり近來いろいろ大きな犯罪が起りまして、件数がふえて、一つの高等裁判所でも、もう大阪などでは、この間は報告書を司法委員長の手元へ出しておいだのであります、が、拘束をされておる被告人で、控訴事件で取調べられない者が三百人以上ありまして、いわんや非拘束の事件は、いつ控訴裁判が開かれるかわからぬといふぐらゐに滯滞を來しておる。

これは大阪の例ですが、その事件を急速に処理させる必要がある場合には、廣島の管内から持つて來られるといふような規定の必要があるのではなからうかと考えられるのですが、さういふようなことについて政府は改正をなさるた意思を持つておられるのか。今のところさういふお考えはないのであるかといふことを承りたい。

○岡咲政府委員 中村委員の御質疑の點はまつたく御指摘通りでございます、高等裁判所相互間における裁判官の職務代行の規定はございませぬし、

が、これ以外に、つまり違つた高等裁判所の管内に、事務の取扱ひに關する差迫つたことが起つた場合のことを予想されておられないのであるかといふことなのです。つまり近來いろいろ大きな犯罪が起りまして、件数がふえて、一つの高等裁判所でも、もう大阪などでは、この間は報告書を司法委員長の手元へ出しておいだのであります、が、拘束をされておる被告人で、控訴事件で取調べられない者が三百人以上ありまして、いわんや非拘束の事件は、いつ控訴裁判が開かれるかわからぬといふぐらゐに滯滞を來しておる。

これは大阪の例ですが、その事件を急速に処理させる必要がある場合には、廣島の管内から持つて來られるといふような規定の必要があるのではなからうかと考えられるのですが、さういふようなことについて政府は改正をなさるた意思を持つておられるのか。今のところさういふお考えはないのであるかといふことを承りたい。

○岡咲政府委員 中村委員の御質疑の點はまつたく御指摘通りでございます、高等裁判所相互間における裁判官の職務代行の規定はございませぬし、

が、これ以外に、つまり違つた高等裁判所の管内に、事務の取扱ひに關する差迫つたことが起つた場合のことを予想されておられないのであるかといふことなのです。つまり近來いろいろ大きな犯罪が起りまして、件数がふえて、一つの高等裁判所でも、もう大阪などでは、この間は報告書を司法委員長の手元へ出しておいだのであります、が、拘束をされておる被告人で、控訴事件で取調べられない者が三百人以上ありまして、いわんや非拘束の事件は、いつ控訴裁判が開かれるかわからぬといふぐらゐに滯滞を來しておる。

これは大阪の例ですが、その事件を急速に処理させる必要がある場合には、廣島の管内から持つて來られるといふような規定の必要があるのではなからうかと考えられるのですが、さういふようなことについて政府は改正をなさるた意思を持つておられるのか。今のところさういふお考えはないのであるかといふことを承りたい。

○岡咲政府委員 中村委員の御質疑の點はまつたく御指摘通りでございます、高等裁判所相互間における裁判官の職務代行の規定はございませぬし、

が、これ以外に、つまり違つた高等裁判所の管内に、事務の取扱ひに關する差迫つたことが起つた場合のことを予想されておられないのであるかといふことなのです。つまり近來いろいろ大きな犯罪が起りまして、件数がふえて、一つの高等裁判所でも、もう大阪などでは、この間は報告書を司法委員長の手元へ出しておいだのであります、が、拘束をされておる被告人で、控訴事件で取調べられない者が三百人以上ありまして、いわんや非拘束の事件は、いつ控訴裁判が開かれるかわからぬといふぐらゐに滯滞を來しておる。

これは大阪の例ですが、その事件を急速に処理させる必要がある場合には、廣島の管内から持つて來られるといふような規定の必要があるのではなからうかと考えられるのですが、さういふようなことについて政府は改正をなさるた意思を持つておられるのか。今のところさういふお考えはないのであるかといふことを承りたい。

○岡咲政府委員 中村委員の御質疑の點はまつたく御指摘通りでございます、高等裁判所相互間における裁判官の職務代行の規定はございませぬし、

が、これ以外に、つまり違つた高等裁判所の管内に、事務の取扱ひに關する差迫つたことが起つた場合のことを予想されておられないのであるかといふことなのです。つまり近來いろいろ大きな犯罪が起りまして、件数がふえて、一つの高等裁判所でも、もう大阪などでは、この間は報告書を司法委員長の手元へ出しておいだのであります、が、拘束をされておる被告人で、控訴事件で取調べられない者が三百人以上ありまして、いわんや非拘束の事件は、いつ控訴裁判が開かれるかわからぬといふぐらゐに滯滞を來しておる。

これは大阪の例ですが、その事件を急速に処理させる必要がある場合には、廣島の管内から持つて來られるといふような規定の必要があるのではなからうかと考えられるのですが、さういふようなことについて政府は改正をなさるた意思を持つておられるのか。今のところさういふお考えはないのであるかといふことを承りたい。

○岡咲政府委員 中村委員の御質疑の點はまつたく御指摘通りでございます、高等裁判所相互間における裁判官の職務代行の規定はございませぬし、

が、これ以外に、つまり違つた高等裁判所の管内に、事務の取扱ひに關する差迫つたことが起つた場合のことを予想されておられないのであるかといふことなのです。つまり近來いろいろ大きな犯罪が起りまして、件数がふえて、一つの高等裁判所でも、もう大阪などでは、この間は報告書を司法委員長の手元へ出しておいだのであります、が、拘束をされておる被告人で、控訴事件で取調べられない者が三百人以上ありまして、いわんや非拘束の事件は、いつ控訴裁判が開かれるかわからぬといふぐらゐに滯滞を來しておる。

これは大阪の例ですが、その事件を急速に処理させる必要がある場合には、廣島の管内から持つて來られるといふような規定の必要があるのではなからうかと考えられるのですが、さういふようなことについて政府は改正をなさるた意思を持つておられるのか。今のところさういふお考えはないのであるかといふことを承りたい。

○岡咲政府委員 中村委員の御質疑の點はまつたく御指摘通りでございます、高等裁判所相互間における裁判官の職務代行の規定はございませぬし、

が、これ以外に、つまり違つた高等裁判所の管内に、事務の取扱ひに關する差迫つたことが起つた場合のことを予想されておられないのであるかといふことなのです。つまり近來いろいろ大きな犯罪が起りまして、件数がふえて、一つの高等裁判所でも、もう大阪などでは、この間は報告書を司法委員長の手元へ出しておいだのであります、が、拘束をされておる被告人で、控訴事件で取調べられない者が三百人以上ありまして、いわんや非拘束の事件は、いつ控訴裁判が開かれるかわからぬといふぐらゐに滯滞を來しておる。

これは大阪の例ですが、その事件を急速に処理させる必要がある場合には、廣島の管内から持つて來られるといふような規定の必要があるのではなからうかと考えられるのですが、さういふようなことについて政府は改正をなさるた意思を持つておられるのか。今のところさういふお考えはないのであるかといふことを承りたい。

○岡咲政府委員 中村委員の御質疑の點はまつたく御指摘通りでございます、高等裁判所相互間における裁判官の職務代行の規定はございませぬし、

がないのか、そうした点について、とつ御説明を願いたいと思うのであります。私は根本的に申しますと、そこを裁判所を濫設——という言葉は当る。当然か知りませんが、みだりに一般裁判所のほかに独立の裁判所というものを——たとえば以前行政裁判所というものがあつたにもかかわらず、そういう特別の裁判所を認めないという

所の管轄あるいは物的設備、そのいふ
すが、司法行政の關係、それから
の關係につきましては、幸い最高裁判所
の説明員が御出席ですから、最高裁
所の説明員の方に御説明を煩わした
と思ひます。

○小川説明員　ただいま岡咲政府委員
からるる御説明がありましたので、
休は御了承願へたことかと思ひま

庭的なきわめて温和な雰囲気の中で事件の処理をしたいという一つの考えである。もとに、家事審判所が発足した次第であります。さらに少年の審判であります。これはすでに犯罪を犯した者もありましようし、また気の毒な者もありましようし、また犯罪を犯すおそれある少年、そういうものもすべてこ

として、最高裁判所、高等裁判所と、う系列の中に入つて来る裁判所として考へておるわけでございます。さうな意味合いにおいて、ひとつ家庭裁判所の構想について御了解願ひたいと思ひます。なお予算的な措置につきまゝでは、種々政府の方へお願いいたしましてやつておる次第でございますが

いかうていふ。裁判所というところ、やはり訴訟手続きをもつて嚴肅に判決の言渡しをしなければ、裁判といふものには終局しないようにわれ／＼は思う。ところが今の家事審判所は、やはり調停のような形で大体やつておるようになるのですが、今度できる家庭裁判所といふものはやはり調停専門にやるの

すか。それとも裁判で原告、被告にわかれて、そして離婚争議などをやつて判決でもつて事を処するといふのですか。あるいは判決によらずして調停によるという場合もあるでしようが、お互いに原告、被告にわかれてやるならば、私は一般裁判所の管轄にまかしてかまわないと思ふ。憲法に抵触しないとなつたはおつしやるが、私はかえつて將來に悪弊を残す大きな端緒になると思ふ。だからたとへば少年にしても家庭の紛争にしても、審判所というよりな——審判所も裁判所もものを処理するといふことから行けば同じようなものですが、普通の社会に與える名称としては、裁判所に行くといふことと家事審判所に行くといふことは、上ほど從來の概念からいつて、與える影響というものは異なると思ふ。だからこれについて私数はどれくらいできるかしりませんが、國家の費用というものもお考へになつていただきたい。また將來いふ／＼な裁判所がたゞさんでできるような氣がしてしようがないのですが、それらについてお答え願ひたい。

○岡田政府委員 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の中に、家庭裁判所の設置される数、その所在地が示されておられますが、大體地方裁判所の所在地に設置されるわけでありす。従つて地方裁判所と同数であります。それから家庭裁判所における裁判の問題ですが、これは小川最高裁判所説明員から御説明がございましたように、現在の家事審判所と、それから少年法に定める少年に対する保護事件、それから少年法に定める刑事事件、それを神轄する裁判所でございまして、實質的には現在の家事審判所と、それから少年法に定めるところの少年審判所の事件が一緒になるだけでございす。従つて通常の裁判所におけるような訴訟手続はあまりございせん。大體家庭事件については審判と調停、それから少年事件については保護処分、それから少年に關連のある成人に対する刑事事件、その方はいわゆる刑事訴訟手続になるわけでありす。刑事訴訟手続における面は割合に少くなるわけでございます。そういう關係上通常裁判所の中で取扱ふよりも、事件の性質から申しまして、また裁判官の關連、經驗から申しまして、老練な判事あるいは判事補を充てる必要でございす。そので、むしろこの際獨立の裁判所として構想した方が適當だと考へまして、家庭裁判所というものを設置することになつたのであります。

○森(三)委員 ただいまの御説明によりますと、なるべく判決等によらずに処置するといふのですが、今の家事審判所もさうだと思ふのです。ところがその地方裁判所と同じ地位において、その下はないけれども、上は高等裁判所、最高裁判所につながるという御説明でしよう。そうするとそこには調停が不成立になればそのままですが、家庭裁判所ができて調停で事が終れば上告審等もできないでしよう。それでは上につながらないやないですか。家庭裁判所に係属するものが訴え得なくて、結局調停だけであつて、上の方に審級がつかないことになるわけじやないでしようか。その点私は大きな疑問がある。その点はどうか。

○岡田政府委員 調停の点については御指摘の通りでございすけれども、家庭裁判所における非常に大きな機能は審判でございまして、審判におきましては不服であれば抗告、さらに憲法問題であれば最高裁判所に抗告できるということになるわけでございます。審級の問題は關係に相なるわけでございます。のみならず成人に対する刑事事件がございすので、これは通常の形式における刑事裁判でございすから、これはもちろん高等裁判所あるいは最高裁判所に控訴、上告ができるわけでございます。

○森(三)委員 そうすると裁判所といふからには、そこに申立に対して權威ある裁判官の一定の意思決定がなければならぬ。そうすると裁判所という名称の取扱ひ方について非常に紛淆を生ずるのではないかと。その点どうですか。

○岡田政府委員 家事事件につきましては、現在地方裁判所の支部でこれをいたしておるでございまして、やはり審判手続をいたしておるわけでございますが、それを家庭裁判所の中に吸収したすわけにございまして、決してこの裁判に紛淆を現実に來しておるやせんし、將來にも紛淆を來すおそれはないと考へております。

○森(三)委員 それからあなたのさつきの御説では、判決ではなくて抗告だと言われました。そうすると判決といふことではないでございすか。

○岡田政府委員 審判です。

○森(三)委員 それなら審判所といふ從來の關係では満足するように思ふのですが、新たにこういふふうな家庭裁判所という、憲法に疑いまで起る獨立した裁判所を設置する必要はどうか。

もないと私は考へる。それから職員の問題について、まだ相当増員でもなさるお考へもあるのですか、その点を一つ。

○岡田政府委員 家事審判所關係は現在地方裁判所の支部として動いておりますので、この点は森委員もあまり御疑問がないと思ひます。ただ問題は、少年審判所といふものは現在裁判所ではございせん。法務廳の所管に屬してございす。一種の行政的な措置をいたしておる審判所でございますが、これは現在通り法務廳管下において、少年審判所として行くといふことも一つの考へ方でございますけれども、私から御答申申し上げますのは少し僭越かと思ひますが、關係方面といふ少年法の改正について論議研究いたしておりました當時から、關係方面では審判官といふものが少年事件を取扱うのは好ましくない。これはむしろ正規の裁判をなし得る、資格経験のある裁判官が少年事件については保護処分をいたすべきであるといふ強い御要望がありました。それに従ひまして、前國會におきまして少年法が制定されたわけにございまして、その線に沿ひまして家庭裁判所を設置いたすことになつたわけにございす。これは政府といたしましては好ましい改正と考へておりますし、憲法に抵触する点はないと確信いたしております。

○森(三)委員 まだお尋ねしたいことが多々ありますが、今法務廳總裁がお見えになつたので、昨日の田中政務次官の家宅搜索についての法務廳總裁の本會議における答弁において、はなはだ不明確なものがあつたのでお尋ねしたい。國會議員の住居である家宅を搜索することについて、あなたはいま嫌疑といふようなものはない、ただ單なる必要に基いてやつたと言ふのです。日本の刑事訴訟法の明文から言ふならば、嫌疑といふ必要があるから、すなわち檢察官は所管の判事に令狀を要求して、その令狀に基いて家宅の搜索を執行したのであつて、あなたの言われる必要といふことは、日本の刑事訴訟法上、それが嫌疑があるから搜索を行つたものである、かように解釈をするものであります。この点あらためてお尋ねをいたします。

○植田國務大臣 私は實は法律上のことを正確に存じませんものですが、報告を聴取して、聞きまして通りに申したのでありますから、あるいは言葉が正確であつたのではないかと考へて考へました。しかしながら私のあとで聞いたこととございす。とにかく政務次官の宅に何らか事件に關して証拠物件になるものがあると思つた、それでそれを搜索する必要があつた。なぜ私が議員の宅を、しかも政務次官の宅をさう急速に搜索する必要があつたのか——私はあらかじめそれを聞いておつたわけにございせん。必要があつてそれで搜索をしたのである、こゝういふことであります。私の答弁がはなはだ正確であつたのではないかと。思ひまして、恐縮に存じております。

○森(三)委員 ただいまの法務廳總裁の答へでは、さういふ必要があつたかどうか、あとから聞いたのだといふことを言つておられるのですが、從來の慣例からいつても、勅任官級の者の家宅搜索とか、あるいは逮捕せんとする

場合には、内閣に稟請までなしたものであつて、國會開会中は逮捕することに就いて、國會の承諾を必要とするものが規定されているのであつて、いさしくも自分の身柄を保護する家宅を捜索されるという事は、身柄の逮捕とほとんど同じような影響を及ぼすものと私は考へてゐる。従つて田中政務次官の家宅を捜索することについて、法務總裁に關係檢察當局が一應打合せなり、あるいは報告なり、許可なりを必要としなで行われるのであるか。またあなたはそうした相談も何もなくて、法務廳の總裁が全然周知をしないで、その事務を處理していいとお考へになつてゐるのか。その点をまず御明確に願ひたいと思ひます。

○殖田國務大臣 私にあつては承知したのでありますが、あの程度のことでは總裁の許可を得なくともできることである、さう聞きましたのであります。お説のごとく、いさしくも議員の居宅を捜索するといふことは、身分に關係がないからいいといふのは、私は少し行き過ぎておるやうな氣がいたしまして、十分何とか調和の方法はないものかと、今しきりに相談をいたしておるやうな次第であります。実は休日の日に、目立たないやうに捜索をしたのである。であるからそんなに影響するところは大きくないつもりだつた。さういふことでありますけれども、なかなかさうでなかつたやうでありますから、実はこれは恐縮に思つておるのであります。これは何らか適當なる方法がなければいけないのじやないか。制度としてはいかもしれませんが、ただいま私は苦慮いたしておると

ころでございます。

○森(三)委員 憲法に規定するところは、國務大臣の逮捕に關しては總理大臣の承諾を必要とするといふことも書いてある。また議員の逮捕については先ほども申し通りである。いさしくもその議員が居住する家宅を捜索することについて、法務總裁はあつて聞かれたといへばそれまでの話であります。が、今でも非常に恐縮に思つてゐるおつしやる。その言葉はまことに誠意あるものと思つてゐますが、しかしながらわれわれが家宅捜索をされ、あるいはさうしたことが新聞に掲載されるという事は、あなたが恐縮するぐらいでは済まないのです。實際においてわれわれ政治家にとつては、あつたことはまつたく致命的な問題です。自分が絞首台において首を絞められたと同じである。いさしくもあなたが法務總裁として下級の檢事を指揮監督される立場において、恐縮だけでは済まないのです。私はそんなことをあなたに個人的には申したくないが、國會という立場においては、あなたはその責任を重大に痛感されなければならぬと私は思ふのです。これがいさしくも野黨の議員であつたらうと、與黨の議員であつたらうと、われわれは國會議員自身の身分を憲法において保障されてゐる以上は、絶対にあなたが責任を重大にお考へにならなければならぬと思つてゐる。えにならぬならぬと思つてゐる。さういふ點に私は思ふのであります。その點についていかなるお考へを持っておられるか、御答弁を願ひたい。

○殖田國務大臣 從前は勅任官以上の人を処置いたしますときには、必ず司法大臣の認可を得たものであり、また、檢察の獨立性を強調しますために、もし司法大臣、つまり法務總裁の許可を必要としなといふやうに聞きましたのであります。憲法にいわゆる平等の原則で、身分によつて取扱ひを別にしたいといふかといふことのために、やめたさうであります。但し今お話のごとく、たとえ身分を拘束するものでなしに、あるいは召喚をするといふことになつても、家宅を侵害するといふことは重大なことであります。だから私は實は苦慮してゐると申し上げました通り、これに對して何らかの制度を立てなければいけないのではないかと、さういふことを痛感しておるのであります。ただそれをここに具体的に申し上げるほどの、私にはまだ準備ができておりませんので、はなはだ遺憾であります。が、將來私のとります処置についてごらんを願ひたいと思つておりました。

○森(三)委員 ただいま法務總裁が御答弁なさつたとき、政府委員が横合ひから何か告げ口をされたやうであるが、それは私の想像では憲法である、法の前に國民は平等であるといふやうなことを何か告げ口をしたと思ふのであります。あるいはそんなことは告げ口しないけれども、このやうに推察をした。もちろんわれわれは法の前に平等であるが、しかしながら國會議員は國會議員として新憲法でも保障してある。しかも憲法の第七十五條に「國務大臣は、その在任中、内閣總理大臣の同意がなければ、訴追されない」といふやうに、おのゝ國家の重要な機關に對しては憲法自身が保障してある。従つてわれわれは、生活をすると、旅行をするとか、あるいは選挙權の問題とか、さういふ問題は法の前に平等であるけれども、いさしくも國家の機關として動いておる以上は——しかも現在は國會の開会中である。そして田中君は法務政務次官といふ大臣の地位にある人なのである。従つて憲法自身もやはり國家の機關に對してはそれだけの、つまり個人の權利を尊重してここに規定をしてあるのであつて、私は法務總裁の御答弁は當らないものと思ふ。法務總裁自身も、從來は勅任官の起訴や逮捕などについては、やはり内閣の同意を必要としておつたといふことを言つておるのであるが、事務がこれほど重大な問題について、法務總裁はまだ十分な御研究が足りないといふのか、あるいはまた御認識が足りないといふのか、さういふ事務が起つてから数日間もたつておる。日曜にこつそり、世間にわからないやうに家宅捜索をしようと思つたといふお話でありましたが、いさしくも公人の家宅捜索をすることにいつて、わからないやうにしようなどといふことは、おそろくできることではない。第一新聞の發表されたところによると、吉田總裁のGHQの見解が云々といふやうなことが漏れたといふ。その漏れたのはかぎの穴から漏れたといふ漏れないといふことさへもいわれておるのであつて、公の國家の訴追機關が、しかも國會議員の家宅を捜索するといふことは、日曜にこつそりやつたのであるからわからぬだらうといふことと自體が、私は檢察當局の認識も足らないし、また法務總裁のたゞいまの御答弁自體も、事務の重大さを認識してないこと、あまりにはなはだし

ものがあつて、この點について

の御見解はどうですか。
殖田國務大臣 私は法律につきましても、あまり精通していませんのでありますが、私今の問題は、森委員と同じやうに考へましてこれを追究したのであります。が、家宅捜索をする場合は、被疑者の邸宅でなくとも、第三者の家宅をも捜索し得る。でありますから、家宅捜索といふものはそんなに重大なものではないといふやうに突は聞かされたのであります。しかしさう考へても、お話の通り家宅といふものはほとんど人格と離るべからざる關係もあると思ひます。そのために重大な影響を及ぼすといふことは、これはなかなかたいへんなことと思つておりました。でありますから何とかこれは制度を立てるなり、方法を講じなければいかぬのではないかと。法務總裁の権限を主張するわけではありませんが、法務總裁に——少くとも檢事總長から法務總裁に何か稟請するといふやうなことでもなければいけないのではないかと私は考へておりましたが、私は訴訟法等につきまして精通していませんために、まだ私の見解を述べまして研究を急がせておるだけであります。具體的なことをお答へができませんことははなはだ残念であります。さう御了承を願ひます。

○森(三)委員 法務總裁は、自分は手続法等について十分知らないといふやうなことを言つておられるが、一國の法務總裁が知らない存せぬでは通らないです。さういふ人が法務總裁のいかに安閑としておるといふことは、私はふしぎに思ふ。いさしくも法治國に

おいて、その最高の人権を擁護しなければならぬところの立場にある人が、自分は手続法は知らないから、法律は知らないからといって、どうして自己の責任を回避するような態度というものは、われ／＼許しがたいものがあると思う。しかもあなたの方で話では、その執行に当たったところの話を聞いてみると、被疑者自体でなくとも、第三者の犯罪によつて第三者の家宅を調べるということがあるのだから、被疑事実がなくても調べることもできるし、またさしつかえないものだというような御趣旨の御答弁があつたのであるが、私は田中君が國會議員という重職にあるということを前提として先ほどから申し上げている。しかもそれならば私は具体的に申し上げると、極端にいうならば、あなたが行った犯罪のために私の家宅の捜索をどうやらやらせていただきますか。私が行った犯罪について私のうちを家宅捜索するというならば、これは話はわかる。

またそういう趣旨でなければ私のうちの家宅捜索は私は絶対にできないものだと思う。かりにあなたがやつた犯罪について、私のうちをどう／＼家宅捜索されてはたまつたものじやないんです。それならばその趣旨をはつきりと、田中政務次官は何ら個人として犯罪の嫌疑は絶対にないのであるが、しかしながら同氏の自宅に置いてあるものが第三者の犯罪の証拠物として絶対に必要だから、これを家宅捜索を行うのだという趣旨の但書でもついたものならばいいのでありますが、從來そういう先例はありません。すなわち田中君自身がみずから犯罪を行ったという根拠がなくしては、田中君の家宅捜索

は私は絶対に行えないものだと思うのでありますが、その点について御答弁を願います。

○殖田國務大臣 今お叱りをこううりました。正直に申し上げて、私はその法律論は正確にここで答へることができません。但し私の承知しておりますところでは、法律に照して間違いない処置をとつた。これは私は信じております。お話のごとくその影響するところは大きい。あるいは國會議員であるという点につきましても、なほ相当行政の取扱ひ上考慮する点はあるかと思ひますが、法律的には正しい処置をしたものと考えております。

○森(三)委員 それでは私は本論についてお尋ねをするのでありますが、すなわち昨日のあなたの御答弁は、必要性があつたから家宅捜索をしたということと述べられておる。われ／＼の解釈するところのその必要性なるものは、もちろん必要なくして家宅捜索を行つていただく必要ありませんでしようが、その必要性なるものは、田中君本人の犯罪の嫌疑があるがゆゑに、田中君の家宅を捜索したものである。これが從來の法律並びにわが日本國の刑事訴訟法の命ずるところである。かように私は考へておる。しかるにあなたは、田中君自身の刑事被疑事件については、いまださうしたところの嫌疑というものはないといふ御答弁をさのうされておつたのであるが、私はその点をあなたから明確にさせていただきたいと思ひます。

○殖田國務大臣 田中君個人の問題よりも、石炭國管問題につきまして捜査をいたしております。それに関連しまして出て来た必要からであつたと承知しております。おそろくこれは疑念があるとか、私の使ひました言葉もはなはだ正確で申訳なかつたのでありますが、大きく申しますれば、あるいはさういふ資料を持つておる、証拠物件を持つておると思われること自体が、多少の關係があるといふことになつてゐるであらうかと思ひます。私が、私ははなはだ言葉が不正確で申訳ないのでありますが、今のところ田中君を被疑者として捜査するといふほどの必要は、それも程度問題でありましようが、直接田中君の問題として捜査したといふわけでもないといふふうに聞いておるのであります。私ははなはだ申訳ないのですが、専門家がここにおりませんために、その間の御説明がまだよくできません。はなはだ申訳ありません。この点につきましてもつとよく私は取調をしまして、お答えをさせていただきます。ただだけつこうだと思ひます。

○森(三)委員 それでは法務總裁もよく取調べて御答弁になるとおしやつていますから、私は最後の質問をして、自分の質問を留信いたしておきまして、一應本日は終りを告げたいと思ひます。法務總裁のたゞいまの御答弁をわかりやすくもう一度確認するならば、田中君本人に犯罪の嫌疑がなくとも、田中君の家宅を捜索することができるといふような御趣旨の御説明であるのでありますが、そのように承つておいてさしつかえないですか。その点をお尋ねします。

○殖田國務大臣 私はさうに考へておりますけれども、いま一應詳しく取り調べてお答えいたしますと申し上げたのでありますからその点ももう少し念を入れます。聞きましてお答えしたいと思ひます。

○森(三)委員 それでは私の法務總裁に対する質問は、應留保いたしておきまして、本日はこの程度にいたしておきます。

○中村(俊)委員 私は今の点について、一言だけ法務總裁にお尋ねしたいと思ひます。私の法務總裁にお尋ねし、また希望いたしますことは、法務總裁が法律についてお詳しくないといふことと、それから政党政派に何ら御關係のないといふことが、私は非常にけつ／＼なところであると思ひます。この際私は御質問申し上げて結論をお願いしたいのは、近來檢察官の聲が高いのです。そこでこの問題は田中君に嫌疑があるかないかといふことが問題になつてゐるのですが、私は一種の檢察官の現われだと思ひます。先般栗栖國務大臣が流職の嫌疑で強制処分を受けました。これは私の見解によれば明らかに憲法違反でございまして、と申しましたのは憲法第七十五條に、「國務大臣は、その在任中、内閣總理大臣の同意がなければ、訴追されない。」という規定があるのをごいいます。訴追といふことは、御承知の通り起訴をするといふこととございまして、当時檢察廳の考へ方は、第十四條の國民は平等だといふ立場によつて、強制処分は訴追でないのだからいいという見解を発表されたように思ひます。ところが憲法は、決して刑事訴訟法の規定を背いてゐるものではありません。憲法は國の進むべき大綱を示すものでありますから、憲法の條章は、その精神

が最も必要なものでなければならぬと、私は考へております。従つてここで追訴といふ言葉が使われておりますけれども、これを刑事訴訟法上の起訴と同じものと解釈することは問題ないと思ひますが、起訴する場合においては、その在任中は内閣總理大臣の同意を得なければならぬと私は考へてゐる。これは國務の遂行の方が重大なのだ。かりに國務大臣に犯罪の嫌疑があつても、國務の遂行に支障を來すために七十五條で保護されているものだと私は考へてゐる。従つて犯罪の嫌疑が濃厚であつて起訴しなければならぬ場合においては、内閣總理大臣の同意があるのだから、捜査途上にある強制処分は断じてなし得ないと、私は確信を持つておつたのです。この私の見解を裏づけるもう一つの理由は、皇室典範の第二十一條に「攝政は、その在任中、訴追されない。」という規定があるのをごいいます。今の時代でございますから、攝政と國務大臣と何らそこに區別はあるべきではありません。攝政は陛下にかわつて國事を担当するものであり、國務大臣は國政を担当するものであります。その國事を担当する

攝政の在任中は、これは同意も何もなく、訴追は断じて許さない。その訴追を許さないという皇室典範の第二十一條の規定を、刑事訴訟法の解釈と同じく、訴追だけが許されないもので、強制処分のみはできるかといふ問題になるのであります。この考へから言ひましても、あの國務大臣を強制処分をしたことは明らかに憲法違反であり、檢察官の大きな現われであると思ひました。ところが當時栗栖氏は民主黨でありましたので、民

主党からああい嫌疑者を出したために、わが党といふしなかつた。この法律上の見解を明らかにしなかつた。しかし幸いにこの私の見解は京都大学の佐々木惣一博士並びに大石義雄等の憲法学者などが全面的に支持してくれた。従つて私はこの問題については一種の確信を持つてゐるのですが、かくのごとく一種の檢察フアジョといふものが行われつつあつた。ところがこのたびの田中君の問題です。御承知の通りあれは家宅搜索である。これは刑事訴訟法の應急措置法によりまして、これは刑事の搜索令状を持たなければやれないという規定になつております。しかもその措置法の第七條の二項であります。一檢察官又は司法警察官は、裁判官の令状がなければ、押収、搜索又は檢証をすることができない。但し、現行犯人を逮捕する場合及び勾引状又は勾留状を執行する場合は、この限りでない。但書があつて、現行犯人の場合はよいけれども、その他の場合には裁判官の令状がなければならぬということになつてゐる。この法律の趣旨からいつても、嫌疑があつて初めてそこに搜索令状という強制的な処置がとり得るのだと私は法律家として信じております。ことに今政界、官界、実業界を問わず、嫌疑がうす巻いておりまして、天下の視線を集めてゐる。現内閣は法務總裁も御承知の通り、まず網紀肅正といふことを第一に掲げております。そのときにその内閣のもとで皮肉にも、こともあらうに田中法務政務次官の家宅搜索をするといふことは、これはよほど慎重な態度でやるべきだ、慎重であらなければならぬと私は考へてゐるのです。私はきのう法務

總裁が、突発的なことであつて、十分なる調査もなくお答えになつたことを責めようとは思ひませんが、嫌疑があつて家宅搜索がなし得るか、私は疑問を持つてゐる。何か嫌疑になるような証拠があつたから家宅搜索をしたのであつて、田中法務政務次官に嫌疑があつたとは思ひたくない。お答えになつたように、私は直接聞いて知つておりますが、それならば田中君に嫌疑がない場合には、任意に書類を提出せよという方法をとらなければならぬ。第二の檢察フアジョがここに出て來たのだ。私はこれを非常におそれてゐるのであります。従ひまして今も條文を讀みましたが、これは新しい刑事訴訟法ではありません、古いのでありますけれども、現行の刑事訴訟法にも、家宅搜索につきましては秘密を守らなければならぬといふようなことは特に書かれてあるわけですか。だから家宅搜索をやるといふことは、今も言ひましたようにこゝろに強制力を用いるといふときには、必ず嫌疑がなければやつてはならぬことだと私は確信してゐる。従つてこの問題につきましては、第二の檢察フアジョがここにあるのだ、しかも皮肉にも、最も檢察の中心である法務廳の法務政務次官の家宅をあたゝ強制的方法によつて、しかも田中君に嫌疑がないといふこと、これは檢察フアジョである。この点はきのう一應田中君に嫌疑がないといふことを維持するために、あるいは法務總裁がそれ言われたのかもしれないけれども、それなら檢察フアジョです。もしも檢察フアジョでないといふならば、田中君に嫌疑があつたから

ああい強制力を用いたといふことは当然なことだと思はれる。この点はいずれにしても法務總裁としては、もしも田中君に嫌疑がないといふことを確信をもつておつしやるならば、あなたはいわゆる政黨政派に御關係のない立場におられ、しかもむしろ法律にしろとであられた方がよい立場におられる方として、私は多大の期待をもつて、断固としてこの檢察フアジョを押えていただかなければならぬと思つた。もしも檢察フアジョでないのだといふことであるならば、はつきり田中君に嫌疑があつたから強制力を用いて家宅搜索をしたのだとおつしやつていただくのが、正しい立場におられる法務總裁の言ひやないかと思つてゐる。法務總裁が、これに対するあなたのお考えを伺いたい。

○田中政務次官 私はただいまの御議論まことにごもつともであると思ひます。たとえ法規がありましても、もしもさうな法律の精神を越えて、いわば法律を濫用するといふようなことがありましたら、それはゆゆしきことと思ひます。でありますからその辺もよくひとつ研究をいたしまして、適当に善処するようになつたといふことは思ひます。

○木内政府委員 ただいま中村委員の御質問のうち、私からも一言お答えをいたしたいと思つてゐます。先ほど來、私の聞き違ひでありますならば訂正したいと思ひますが、今御質問の点を私が承りましたところでは、家宅搜索を受ける本人に被疑事件がなければ家宅搜索はできないといふような御趣旨でお話になつたように思はれるのであります。その通りであります。

すなわち、私はその見解には反対であります。と申しますのは、他人の被疑事件につきましても、あるいはその事件に直接の被疑者ではないけれども一應の關係があるとか、あるいはその關係の証拠品が他の者の家に置いてあるとかいふような疑いのある場合におきましては、直接の被疑者でなくとも、第三者の家宅をも搜索し得ること、私は法律上まことに明瞭である。かように考へてゐる次第であります。従つて田中政務次官に被疑事実ありやなしは別問題といたしまして、なおが搜索官が被疑者でない第三者の家に、他の被疑事実についての關係証拠品ありといふ疑いを持ちました場合におきまして、令状を請求いたしました家宅搜索をすることはできる、かように考へてゐる次第であります。なお田中氏の問題につきましても、むしろ今後のことは私は言明できないと思つてゐる。

○中村俊一委員 私は今の檢察長官の御答弁に対して、こゝで法理上の意見を述べたいと思つておられます。法務總裁に私の見解を述べて意見を求めたのは、今檢察長官の言われたようになつた。こゝで、私は重大だと思つてゐる。さういふときにたゞちに強制力を用いて搜索する。そこに檢察フアジョといふ疑いがないかといふことを心配するのであります。かりに今檢察長官が言われたごとく、田中君には疑いはないけれども、田中君の持つてゐる書類の中に犯罪の証拠があるといふことならば、なぜ任意出頭の際やかな方法をおとりにならぬかといふことを私は先ほどから言つておる。それでも権利があるのだ、違法じゃないのだといふこと一点

張りて木内檢察長官は言われますけれども、私は正當の問題を言つてゐる。今疑獄のうす巻が起つてゐる今日において、しかも厳正公正でやつて行くのだといふ吉田内閣のときに、皮肉にも田中法務政務次官のところを強制力で行つて行かれた。先ほどの法務總裁の御答弁並びにただいまの木内檢察長官の御答弁によると、現状においては田中君に疑いはない、しかし持つてゐる書類の中に犯罪の証拠になるものがあるから強制力を用いたと言はれる。その強制力を用いたといふところに、私は飛躍があるのではないかと思つた。それではなぜ任意提出をお求めにならなかつたか、なぜさういふ種々な手段をおとりにならなかつたか。しかしおられたのは権限がある、強制力を用いる理由がある、田中政務次官に証拠隠滅のおそれがある、だからやつたのだとお答えになるのは、ここに犯罪の嫌疑があるからやつたといふことになりはしないか。犯罪の嫌疑がある、あるいは証拠隠滅のおそれがあるから強制力を用いたとおつしやつてもさしつかえないと私は申し上げる。しかし今木内氏の言われるごとく嫌疑がないとすれば、いわゆる檢察フアジョの聲が出てゐる今日、こゝろを避ければ、任意提出の方法をとられなかつたといふところに、私は遺憾な点があるのではないかと思つた。この点を私は申し上げる。もう一度この点についてお答え願ひなければならぬ。

○田中政務次官 今木内長官は純法律的に申し上げたのであります。お説のごとく、もしそのけじめがはつきりいたしませんときには、はなはだ遺憾な結果になるので、今後は十分注意い

であるという四十一條の規定もあるの
であります。その國會を構成するこ
ころの議員の居宅を侵す——侵すとい
うか、搜索をするということが、決して
法の前に平等であるというふうな解
釈から妥当であるかどうか。私はその
点について検務長官の御意見を伺いた
い。

○木内政府委員 御趣旨はごもつとも
でございます。しかしながら根本的
に、法の前に万人は平等であるという
原則にはかわりはないと思うのであり
ます。しかしながら実際の取扱いにお
きまして、御趣旨のことはまことにご
もつともでありまして、かような点に
つきましては今後十分考慮いたした
い、かように考えております。

○森三三委員 それでは田中君の場合
におきまして、昨日の法務総裁はその
必要があつたから家宅搜索をしたのだ
けれども、田中君本人が犯罪の嫌疑が
あるかどうかという点については、
いまだ自分ではわからないのだというよ
うな御答弁があつたのであります。が、
われ／＼は國會議員の地位を保障する
上において、いやくも本人に犯罪が
ない限りにおいては、そうみだりに私
は家宅を搜索するということは輕々に
許しがたいことだと考えておるのであ
ります。その点に關して、田中君は
犯罪の嫌疑があつてやつたものでなか
ろうかと、私はかように考えておるの
であります。その点についてお答え
を願います。

○木内政府委員 問題は捜査の内容に
關する問題でありまして、その点につ
いては現在捜査の段階にある問題であ
りますから、ちよつと今のところお答
えできません。

○殖田國務大臣 ただいまの森議員の
お話まことにごもつともでありまし
て、実は私にも責めがあると思いま
す。と申しますのは、私は檢察が最も
厳正公平に行われることを希望いたし
ましたために、法務総裁というものは
檢察總長のみ指揮し得るといふごく例
外的な規定がありまして、一般には法
務総裁は、檢察廳の職務執行に關與し
ないという建前の方がいいと考えてお
りまして、そうして下僚にもそういう
ことを実は明言しておりましたため
に、かえつて、法務総裁に事前にい
ろいろ相談をして、法務総裁の態度に間
違ひあらしめてもいかぬ、こういうふ
うな考えが下僚にあつたと思ひます。
でありますから、かえつて法務総裁
を煩わさずに、厳正公平にやつた方が
いい、こう思つてやつたものと考へて
おります。私にもその責めがあつたと
考へております。むろん執行しました
後にはただちに報告はあつたのであり
ます。それは詳しい報告はありません
が、私の了解した程度の報告はござい
ました。ございましてけれども、私に
一々相談をするということももちろん
なかつたのであります。また私も相談
されたくなかつたのであります。相談
をいたしますと、いかに権限のない
とよるに——ちやんと法務総裁は檢察
總長のみを指揮するといふ明文があり
ますのに、いかに政府あるいは與黨
というふうな關係に制せられることは
ならぬと私は考へていましたから、い
かなる場合にも厳正公平に檢察當局が
誠意をもつてやればそれで十分だ、こ
う私は実は考へて、その考えを皆に傳
えておりましたために、かえつて今の
ようなことが起つたのかもしれないと

考へております。
○中村(俊)委員 法務総裁は非常にま
じめな方で、検務長官から言われたこ
とをすぐに言われますが、なるほど今
の何條かには、個々の件については檢
事總長のみを指揮するとありますけれ
ども、檢察廳法の第七條によつて、檢
事總長は部下の指揮監督をする権限が
あるのです。だからあなたに直屬して
おるのですから、個々の問題について
も、檢察總長を指揮することそれ自身
は、必ず全部の事件をあなたがつかさ
どることになるのではありませんか。
だからタツテするとタツテしないとい
ふことはおつしやらない方がいい
と思ふのです。檢察總長が指揮してい
るのですから、その他の現職第一線の
檢察は直接あなたの指揮監督を受けな
いでしうけれども、檢察總長が全部
を指揮しておるわけだから、檢察總長
をあなたが個々の問題について指揮な
さるのだから、直屬しておるのですか
ら、そういうことをおつしやらない方
が私はいいのじやないかと思ひます。

○殖田國務大臣 私は十分精通しませ
んために、そういう間違ひをしており
ますから、今後は十分氣をつけま
す。○鐵道委員 大事なところですから、
もつと確かめておきたいと思ひます。
なるほど先ほどからの御議論でい
うと、檢察のやることは、總裁でも必要
があればやり得るということになりま
しょう。これは何人でも平等であるか
らというので、特に昔からの規定のよ
うに大臣——今日の法務總裁の指揮を
仰がなくてもいいということになるで
しょうが、これは法律論でありまし
て、一面政治論から考へてみますと、
檢察一休性の原則というものは十分に

残つておると考へます。そうすると
今中村君の言われた通り、檢察總長を
指揮されるということは、全体の捜査
その他に対する指揮権があなたにある
わけですから、しかも國會における責任を
負うのは法務總裁である。それでこ
ういふ重大なことにあつて、法務總裁
の知らぬ間にやつて、國會でこ
ういふ問題で起りますと、あなたに責任が
出て来る。何にも知らぬ者に責任を負わ
せるということとは、あり得ることでは
ないと思ひます。この点は總裁もよくお
わかりになつたと思ひます。檢察長官
に伺いたいのですが、かようなことが
起つては、法務總裁としては知らぬこ
とで國會で責任を追はされてはたま
なものではない、こういう重大な政治
問題を取上げるには、私は政治的に必
ず事前において相談もし、万遺憾なき
と考へます。

○木内政府委員 御趣旨はごもつとも
でございます。その点は檢察廳の方
に十分徹底するようにいたしたいと思
ひます。

○佐瀬委員代理 戸籍手数料の額を
定める法律の一部を改正する法律案及
び下級裁判所の設立及び管轄區域に關
する法律の一部を改正する法律案、こ
の二案について審議を続行いたしま
す。この際御質疑がございましてし
よう。

○中村(俊)委員 戸籍手数料の額を定
める法律の一部改正につきまして一言
お尋ねしておきます。この第二條に五
円を十二円に改めるといふ改正案が出
ておるのですが、これにつきまして
は、他の委員からも十五円にしてはど

うかというふうな議論があつて、修正
までしたいということであつたのであ
りますけれども、われ／＼はこの法案
は早く通した方がいいと思ひますの
で、このたびは原案を支持したいと思
うのであります。政府としては次の
議會に急遽に、これを十五円として御
提案なさる意思があるかどうかだけ
を伺いたい。

○青木政府委員 お答えいたします。
戸籍手数料の額は地方財政にも相当影
響がありますので、最近の物價の騰
勢、あるいはまた賃金の改訂等の經濟
事情にかんがみまして、近い將來關係
各方面とも再び折衝いたしまして、で
きるならば來國會にさらに十五円、あ
るいはまた事情によつてはそれ以上の
額に改正する法律案を提案いたしたい
と存じております。

○中村(俊)委員 次に下級裁判所の設
立及び管轄區域に關する法律の一部を
改正する法律案について一言お尋ね
いたしたい。すでに政府でも御承知の通
り、簡易裁判所の設置については多数
の請願も出ておりますし、來年度に簡
易裁判所の設置について相当計画があ
ることと聞いておりますが、ただこの
際特に私の方で委員としてお願いした
いは、その計画については具体的に
どういふような御準備を持っておられ
るか。それは今こゝで詳しくおつしや
つていただかなくても、できれば資料
を頂戴いたしたい。

もう一つ特に私は政府にお願いした
いは、岐阜縣岡田に簡易裁判所を置
いてくれという希望が一部にあります
が、現に御承知の通り岐阜縣の御高に
は簡易裁判所が現在設置されておる。
しかも一部にはこの簡易裁判所を昇格

した。○中村(俊)委員 戸籍手数料の額を定
める法律の一部改正につきまして一言
お尋ねしておきます。この第二條に五
円を十二円に改めるといふ改正案が出
ておるのですが、これにつきまして
は、他の委員からも十五円にしてはど

うかというふうな議論があつて、修正
までしたいということであつたのであ
りますけれども、われ／＼はこの法案
は早く通した方がいいと思ひますの
で、このたびは原案を支持したいと思
うのであります。政府としては次の
議會に急遽に、これを十五円として御
提案なさる意思があるかどうかだけ
を伺いたい。

○青木政府委員 お答えいたします。
戸籍手数料の額は地方財政にも相当影
響がありますので、最近の物價の騰
勢、あるいはまた賃金の改訂等の經濟
事情にかんがみまして、近い將來關係
各方面とも再び折衝いたしまして、で
きるならば來國會にさらに十五円、あ
るいはまた事情によつてはそれ以上の
額に改正する法律案を提案いたしたい
と存じております。

○中村(俊)委員 次に下級裁判所の設
立及び管轄區域に關する法律の一部を
改正する法律案について一言お尋ね
いたしたい。すでに政府でも御承知の通
り、簡易裁判所の設置については多数
の請願も出ておりますし、來年度に簡
易裁判所の設置について相当計画があ
ることと聞いておりますが、ただこの
際特に私の方で委員としてお願いした
いは、その計画については具体的に
どういふような御準備を持っておられ
るか。それは今こゝで詳しくおつしや
つていただかなくても、できれば資料
を頂戴いたしたい。

して支部にもらいたいというよう希望もあるのです。ところが一部には関町に簡易裁判所をおいてくれというところ、あるいは御嵩のこの簡易裁判所の管轄区域を削つて関へもつて来るというようなおそらく技術的な操作があるだろうと思われる。これは単に一岐早稲の関町の簡易裁判所に限りません。新設される簡易裁判所については、既存の簡易裁判所の管轄を削るといふような事態が全国に相当起るだらうと思ひます。これが政争の具になるという事を私はおそれるのです。従つてそういう問題については慎重にやつていただきたいという希望と、従つて来年度という所はどういう簡易裁判所をおくか、それによつてどういふ既存の簡易裁判所は管轄を削るか、あるいは支部設置についてどの点を考慮すべきかという事の案を、次の機会までに至急に頂戴したい。それについてはいろ／＼と問題が派生すると思ひますので、その点を特に私はお尋ね申し上げると同時に、私の希望を申し述べておきたいと思つております。

○森(三)委員 たいだいまの中村君の御発言に關連いたしました、私一言お聞きしたいですが、鳥取縣の岩井町に簡易裁判所を設置するの請願が通過しておるのでありますが、このたびの下級裁判所設置に際しましてそれがどういふふうに取り扱われておるか、ちよつとお答え願へばと思ひます。ぜひ鳥取縣岩井町に簡易裁判所を設置していただきたいと思ひます。

○岡田政府委員 中村委員のお尋ねに對してまずお答えいたします。このたびの下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案には簡易裁判所の増設のことについては何ら触れておりませんが、来年度においては最高裁判所におかれましてそういう御意向のようでありますし、私がいろいろ研究調査いたしました結果によりまして、相当数の簡易裁判所を増設する必要があるに存在しておると考えておりますので、目下慎重に研究いたしております。いづれ具体的な案ができ上ると思ひますので、参考資料を添えて中村委員にお示しいたしたいと思つております。

それから森委員のお尋ねでございますが、岩井町に簡易裁判所を設置してもらいたいという請願は、お述べの通り本院において採択せられまして、私も先般鳥取方面に出張いたしました際に、実は現地について詳細い／＼事情を承つて来た次第でございます。これも近い機会に、十分研究いたしまして適当に処理いたしたいと考えております。

それから中村委員の御指摘の点でございますが、簡易裁判所を増設することになりますと、既存の簡易裁判所の管轄というものの關係において相當困難な、あるいは政治的にやや重要ない／＼な問題が起るという点、特に政府においても注意されたいというお話はまことに有難く拜聴いたしました。政府においてはその点はとくに注意をいたす考えでございます。

○佐瀬委員長代理 お諮りいたしたいと思ひます。本委員外の安東議員から下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案について発言を求めておりますが、この際許可するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○安東議員 たいだいま中村議員から御発言があり、また政府委員からも御懇篤なお話がありましたから、最早私が申し上げることは蛇足であるかも知れませんが、この簡易裁判所の設置問題については、政争の激しい地域においてはきわめて政争の具に供せられる。これははなはだ苦しいことでありまして、このために私もたゞいまお話になりました簡易裁判所の問題で同じような感じを深くもつております。と申しますことは、あの接

続地域の御嵩簡易裁判所なるものは本年一月からあります。元は地方裁判所支部であつた。ところがその地方裁判所支部を突如として多治見に移してしまつた。なくなつてしまつた。これを町民は少しも知らなかつた。しかも町民はその裁判所を維持するために明治九年から非常な努力をなし、二十余年前にはりつばな裁判所を町で建設して寄附したものであります。しかるにそれをやめるといふことになつて一片のあいさつもない。全然地方民を無視して、そういう決定をばこつとやつてしまつた。やつてしまつてから、がま

んしろ、こつちう態度に出た。これは明らかに非民主的なやり口であり、御嵩町民にとつても氣の毒なことである。同時にかくのごときやり方をすれば、その附近に対する裁判所の威力というものが非常に減殺され、かえつてそのために犯罪が増加するであらう。犯罪が少いためにそういうものをとりやめるといふところで、事實は全く逆することにおいて犯罪は増加するであらう。それで現に最高裁判所では、この

問題を反省していただいておと思ひます。まことにありがたいのですが、そういうことになりつづあるとは思ひますけれども、實際問題として、最近そちらの方へ行つてみますと、犯罪はるかに増加しておる。裁判所をなくしたゆゑに増加しておると私は見てよいと思ひます。そういうようなわけでありますから、單純なる計數主義とか何とかいふものにとらわれないで、やはり歴史的な意義とか多年の慣習をよく考慮せられた上に、慎重にやつていただきたい。そういうことを私は切に思ひます。これを誤りますと地方人心の遵法精神に非常に悪影響がありますので、特にお願いして、この問題についても同様に御考慮願ひたい、こう思ひます。

○堀田國務大臣 今の安東議員のお話、まことにごもつともであります。ただいまでは最高裁判所が裁判所の支部の廃止など自由にやれるのだらうでありますが、実は政府として直接これに干渉することはできませんので、何とか適当に協調するやうな道を考えていと思ひます。

○佐瀬委員長代理 それではこの兩法案に對する質疑もないやうでありますから、これで質疑を終局し、討論に移りたいと思ひますが、別に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○佐瀬委員長代理 異議なしと認めます。ではこれより討論に移ります。

○鐵治委員 私は民主自由党を代表して、兩案とも原案通り賛成いたします。但し戸籍手数料に關しては、先ほど中村委員の言われた希望を付言いたしまして、これに賛成する者であります。

○中村(俊)委員 民主党を代表いたしました。兩案に賛成いたします。

○森(三)委員 社会党を代表しまして、ただいま鐵治君が述べられた趣旨に沿つて賛成いたします。

○佐瀬委員長代理 討論は終局いたしました。

これより二法案について一括採決いたします。兩法案を原案の通り決するに賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔議員起立〕

○佐瀬委員長代理 起立議員、よつて兩法案は全会一致原案の通り可決せられました。なお各案に對する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○佐瀬委員長代理 異議なしと認めます。よつてさよにとりからはからいます。

これをもつて暫時休憩いたします。

午後一時十分休憩

午後三時五十分開議

○鐵治委員長代理 休憩前に引續いて會議を開きます。

刑事訴訟法施行法案(内閣提出第一八号)及び裁判所法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一九号)を一括して議題にして審議を進めます。

○中村(俊)委員 刑事訴訟法施行法の第二條について一点だけお伺ひいたしたいと思ひますが、第二條には「新法施行前に第一審における第一回の公判期日が開かれた事件については、新法施行後も、なお旧法及び應急措置法による。」とあるのであります。

が、この「第一回の公判期日が開かれた事件」という文句はどういうふうに解しているのかについてお伺いするのですが、たとえば第一回の公判期日が開かれた事件という意味は、審理が開始されたという意味なのですか。それとも審理が開始されなくても、一應公判期日が開かれたという事件について、すべて旧法並びに應急措置法を適用になるのか。この点についてお尋ねいたします。

○野木政府委員 ただいまの御質問の点でございますが「第一審における第一回の公判期日が開かれた事件」と申しますのは、もちろん単に期日の指定があつただけでは足りませんので、現実公判期日が開かれたことを要するわけでありまして、「公判期日が開かれた」ということは、私どもの解釈としては、当該公判期日において、裁判官も検察官も列席し、被告人も出て来て、要するにその事件について公判廷が開かれるという段階になります。そこで公判期日が開かれたという趣旨に解しております。従いまして必ずしも事件の内容に入つてまで、弁論がなされたとかいうところまで行かなくてもよいのじやないか、そう思っております。というのは、この趣旨といたしましては第一回の公判期日を指定し、現実の日になりました公判廷が開かれた。そうなりますともう裁判官は記録もすつかり読んでおりますし、大体そこで区切りをつけるのがりくつにもかなうのじやないか、そういうふうに思っております。

○中村(俊)委員 大御座る御旨はわかりましたが、ちよつと極端な例をあげてなお一点お尋ねいたします。なるほど

裁判官も検察官も弁護人も立ち会つて公判廷が開かれたが、被告が出廷しない場合はよくあります。あるいは保釈中に逃走したという場合、あるいは不拘留のまま起訴されたりしたので、被告人が当日出廷しないというような場合もあり得るのですが、そういうようなときにおいても、今の御趣旨から言へば、一應形式的にも公判廷が刑事訴訟手続上開かれたということになれば、この第二條によつて旧法及び應急措置法が適用されると了解してよろしいでしょうか。

○野木政府委員 きわめて形式的に申しますと、要するに第一回の公判期日が開かれたれば、公判調書がつくられることになるのでありますから、そういうことになると思ひます。

○中村(俊)委員 それでは念のためさうに伺いますが、同時に提案になつております裁判所法の第一條に「第一條の法律案の附則の第一條に『第一條中裁判所法第十六條、第二十四條及び第三十三條を改正する規定は、この法律施行前に第一審の第一回の公判が開かれた刑事事件の訴訟については適用しない』とある。この「第一回の公判が開かれた刑事事件」という意味は、ただいま刑事訴訟法の施行法で御説明になりました場合と同じように解してよろしいでしょうか。

○岡田政府委員 中村委員の御意見の通りでございます。

○中村(俊)委員 先般私は裁判所法の第一條を改正する等の法律案の中で、最高裁判所判事に秘書官を置く、高等裁判所判事に秘書官を置くという規定につきまして、最高裁判所の説明員にその理由をお尋ねしたのでありますが、

今の程度においては私としてはまだ十分に了解し得ない点があります。というのは、この秘書官はもちろんこの規定にもあります通り、機密の事務をつかさどるということになつておるものであります。むしろ私は検事総長、検事長、検事正などの方が、いわゆる機密という点からいへば、とてもその比ではなからう。裁判所長官のつかさどる事務のうち機密の事項と、検事総長、検事長のつかさどる機密の程度とは私は問題にならないと思ひるのであります。ことに各内閣とも行政整理をやかましく言つて、なか／＼これは行われていないのです。従つて最高裁判所の判事の全部、十四名に一人ずつ秘書官をつけるということ、八高等裁判所長官に秘書官をつけるということの必要は、よほどのことがなければ私はこの際遠慮すべきではないか。國家の財政上から見ても、またその他この人員を減らせるという建前からいつても、これは屋上屋を架す規定ではないか、こう考へておられますので、具体的に最高裁判所判事に秘書官をつける必要はどういうところにあるかといふことを、ひとつ列挙的に申します。われ／＼の納得の行くように御説明願ひたい。高等裁判所長官の秘書官も同様であります。特に私はこの際私の体験と申します。私の聞き及んでること

を申し述べますと、先般私は説明員にお尋ねしたのでございますが、裁判所法のしかれてから今日まで、すべて裁判所の司法行政事務というものが裁判官會議によつて運営されておるといふことは明らかであるし、事実運営されておるのであります。従いましてこれと相並んで、相並ぶというよりもこ

れあるがゆえにかへつて各裁判所の所長、高等裁判所の所長といふものがほとんどロボットの存在になつておる。同時に裁判官會議の性格というものも、その責任の帰属するところが明らかになつていない。私は一面において裁判官會議といふ、いわゆる民主主義的な機関ができたことは非常にけっこうだと思ひますが、一面においてこれであるがゆえに、その責任の帰属を明かにすることができない。それがために實際上各地方裁判所、高等裁判所において、その責任の帰属がいずれにありやといふことについて、多くの疑問を残すべき問題が起つております。従つて裁判官會議が絶大なる権限を持つて、私の考へ方からいへば、裁判官といふより責任の所在といふところを、人事に關與することを喜ぶという傾向がござらぬかと思つておるのです。かわしいことだと思つておるのです。御承知の通り裁判官といふものは、神の立場において至公公平に裁判をすべきであつて、俗中の俗たる人事といふことに興味を持つて裁判官會議に臨んで、人事を議することをもつて快とすることがござらぬかと思ひます。まことに私は嘆かわしい傾向だと考へておつて、最高裁判所においてかくのごとき傾向があることは、最も矯正されなければならぬと考へておるにもかかわらず、裁判官會議の最も重要なことは人事であつて、その人事については各裁判官が非常な興味をもつてこれに臨んでおるといふ実情を見て、実に私は嘆かわしいと思つたのです。従つて裁判官會議がそれだけの権限を持つことは間違いないと、思ひますが、現実にお

いてそのように大きな権限を持ち、裁判所の司法行政事務を運営している以上、これは逆に所長並びに高等裁判所の所長といふものはロボットの存在である。それになぜ秘書官というふうな屋上屋を架すようなものをつける必要があるか、こう考へておりますので、この点につきまして、私が納得の行くような御説明をお願いしたいと思ひるのであります。

○本間説明員 行政事務を會議体でやることは問題は各方面にあると思ひますが、裁判所法が施行されてから、まだ短時日しかたつておりません。従つて従来のような旧憲法下の裁判所の組織をもつて適當とするか、あるいは裁判所法の現在の組織によつた方が裁判所の行政事務運営に適當であるかといふことは、しばらくかすに時間をもつて御批判を願ひたいと思ひます。今のよう責任の所在といふような点について、單獨制よりはやや複雑なようでありまして、やがて責任を負わなければならぬことになる。りくつの上ではさうだろつと思ひます。従つて必ずしも不明確というわけではございません。それから裁判官の人事が非常に公正に行われるといふことは裁判所にとつてごく大事なことでありまして、現在の裁判官會議においてはそういうことに關して非常に注意されて、各裁判官がそれに対して多忙の中を御協力くださるというところは、私は近い將來において、裁判所の人事に關して非常にいい結果が現れて来るのではないかと、しばらくかすに時間をもつて御批判願ひたい。こう思つております。

さらに秘書官を置く点につきまして、ただいま最高裁判所においては定員十五名の裁判官がありますが、十月末の事件数を見ましても、未済事件が刑事において八百八十何件、民事において九十九件というような膨大な事件を控へ、そうしてその問題に一方において没頭するとともに、他方において司法行政事務を会議体でやらなければならぬ、こういう状態であります。その司法行政事務も過去一年の事例をとつてみますと、百五十五回司法行政に關して會議を開いておられます。こういうような非常に課せられた負担の重い場面において、書類の整理保存、いづれも機密に關係したようなことを、雇

その他にまかしておくわけに行かぬ、やはり裁判官の最も信頼を受ける人であつて、その人事に關しては、裁判官は自分の責任と同じく考えられるような秘書官の補助があつて、初めてこの膨大な行政事務をやるわけでありまして、どうしてもその事務の分量、判決例の機密、その他の問題を考へてみますと、秘書官を置くことが最も適當であつて、單純な事務官をもつてこれを補うことはできないような状態でありま

す。従つてどうぞこの点については、秘書官が必要だということをおひとつ御了承願ひたいと思つております。なお高等長官については、これはやはり相當裁判官を統轄しておるところの高等長官といたしましては、從來書記長のような人がありましたが、今度は事務局長はその他の行政事務を大分やられる事務的關係になつてゐる。長官の側において隨時それを補佐するよう

な、昔の書記長格のような人が秘書官になつてゐてもらわれないと、いろ／＼

な点に不便がある。これまたやはり秘書官を置く必要があるのじやないか、こう考へてゐる次第であります。どうぞひとつ事務のそういう点を御理解願ひつて、御賛同を得たいと思つております。

○中村俊委員 それではなお一点お尋ねいたしますが、現状において最高裁判所裁判官に付する秘書官、それから高等裁判所長官に付する秘書官は、人事の交流だけではない得るのか、増員をなされるのかといふ点について、お尋ねいたします。

○本間説明員 高等裁判所の方においては、大體人事の交流においてできるのじやないかと思ひます。先ほど御質問の經費膨大というような点はなしに済むと考へております。最高裁判所の判事の秘書官については、非常に優秀な人を得たいと思ひます。単に三級官

現在おる雇などから採用するといふようなことは不可能であります。この点についてはアメリカなどにおいては、將來囑目されるような人がその地位について、司法部内における非常に名譽ある地位と考へられておるよりな話でありますからして、現在の必要から考

えると相當優秀な人、たとえば司法官試験を習修した判事のうちの、非常に優秀な人がついてもらふことを期待するのでありますからして、これは現在の人をもつて間に合はず、増員の形になると思つております。

○議員委員 法務總裁が見える間、少し事務的なことをお尋ねしたい。今の憲法によると、司法権は最高裁判所と法律で定めたところの裁判所とがこれを有するといふ建前になつてゐるようですが、今の裁判所法によりますと、

第一審から第二審、第三審まで行かないと、最高裁判所に行かない。先ほど最高裁判所の裁判官について秘書官を一人ずつつけるというようなお話があり、これに対して御異議のあるような御議論を聞いたのですけれども、一面むりのないところであり、一面確かにその御議論のようなところもありま

す。今日最高裁判所の判官たちが、強盗事件などを一生懸命にやつてゐる件数が非常に多いに違ひないけれども、そういう趣旨でもって憲法が制定されたとは思へない。もう少し國家的な大

きな事件に關して、最高裁判所の判官が判断をするといふことになるのが趣旨だと思ひますが、今日においては相當事実は違つてゐる。裁判所法によりまして、第三審でなければ最高裁判所に行かない。相當初めの趣旨とは違つてゐると思ひますが、そういうよう

な規定を御改正になる意思があるかどうか承りたいと思ふ。今日のように行政事項とか、ことに憲法事項等に関する事項、第一審から具體的の事件に關して關連をもたせなければいけないといふようなことでは、憲法問題などは

最高裁判所に届かないと思ひます。これらについては根本的に司法制度を改正しない限りは行かないと思ひます。が、現在依然としてあつたやうな規定が存在している。ことに私らの見解をもつてすれば、司法権と財産権と身體權等に関する十九世紀の影響を受けたの解釈が、今日成立すべきものと思

うのであります。が、いやくも法を適用することはすべて司法権だ。こういうような考へで、宗教裁判所がない今日においては、宗教裁判所も最高裁判所に行くといふ傾向をもつておりま

すから、その趣旨が混同してゐると思ふ。従つて今日における憲法の規定から見て、混濁を來してゐることはなはだしいものがあると思へてゐるが、その司法法規に關する改正をなさる御意思があるかどうか承りたい。これは事務的のことであるけれども、裁判所方面として十分にお考へにならないければならぬ事項だと思ひますから、その点についてお聴きしたい。

○本間説明員 最高裁判所といたしましては、その点について實際の事件の増加に順みて、事務局としては相當研究をしております。刑事事件については幸ひ刑事訴訟法の規定が新しく改正されるようになりますと、最高裁判所に來る事件について、憲法違反、判例違反といふようなことが非常に少くな

ると思ひます。この点については、新刑訴のものにおいては憲法問題が中心になるといふやうに考へております。民訴については今のところは非常に少

い。さつき申し上げたやうに、十月末の現在において九十九件ばかりで、非常に少いのであります。が、しかし將來のこととも考へまして、この問題の最高裁判所の扱うべきところの事件数を制限する方法について考究しております

が、まだその成案を得るに至つておりません。そういうことについては十分調査いたしましたして、善処したいと思つております。

○議員委員 私の伺ひますことは、今日の裁判所法の建前から、いへば、すべての裁判事項は最高裁判所まで行き得るやうにしてあります。一方訴訟法の規定によれば、第三審でなければ最高裁判所へ行けないことになつてお

るのではないかと思ひます。憲法では、司法権は最高裁判所または法律で定めたところの裁判所に屬するといふことになつてゐる。司法権といふのは十九世紀からの沿革の意味をもつてお

りまして、民事刑事事だけでありまして、ほかの行政事項などに關しましては司法権は及ばないと思ひます。今までの憲法としては、法律に委任しておることが非常に多いが、今度の憲法においては、直接規定をなしておるものが非常に多い。従つて法律をもつて変更することができないことが非常に多いの

ですが、この点に關しましては、法律をもつてすればよろしいといふやうな今までの考へではこの憲法が通れないと思ひますが、それらについての根本的な見通しはいかになつてゐるか。その辺から御修正にならないと解決はつかないと思ひます。言いかえれば、今の裁判所法に少しく違憲な点がありは

しないかといふことであります。その点についても御研究があるならば聴かしていただきたいと思ひます。

○本間説明員 今の裁判所法が憲法の精神に沿つてゐるかどうかといふやうな点については、十分研鑽いたしてみたいと思ひますが、議員委員からサゼ

ストがあつたやうな、法律の違憲審査の問題を直接最高裁判所にもつて來ることができません。第一審、第二審を経ないでただちに最高裁判所に持つて來ることができないではないか。こういう議論については、私の方で事務局として調査しております。外國の例にもありますが、ことに最近地方自治体において、十年以下の懲役を科するやうな條例がずいぶん出てゐるのであります。例がずいぶん出てゐるのであります。例がずいぶん出てゐるのであります。例がずいぶん出てゐるのであります。

務総裁あたりがただちに最高裁判所に訴訟を起すことができるようにしたらどうかというような問題についても、やはり調査研究しておりますが、まだ成案になつておりません。

○議員委員 法務総裁お見えのようです。午前中の質問に対して少しお尋ねしたいと思つて、田中角栄君の問題について、疑惑があるかないかという点に対して、午前中非常に議論があつたようですが、私は法律論とすれば、法務総裁及び当局の方がお答えになつたように、あの場合において、第三者側の捜査権があるという御見解は、法律論としては正しいと思つて、政治論として今日具体的問題を考えれば、その間に何か意味があるような、少くともそれが表面に現れないう以前において、すでに意味があるような御捜査をなさることは避けなければならぬことだと私は存じます。それが日曜に陰謀の間にやられたのだからさしつかえないのだというようなお話がありましたけれども、たいいてい家宅捜査は、朝つばら人が起きるか起きんかしらんうちにやられておる様子であります。勾引でも同じことでありまして、日曜にやつたからとか、あるいは人のわからぬときにやつたからということ、は言ひ訳にならぬと思つて、そういうことをおやりになるならおやりになるで、相当の注意をもつてやるべき問題だと私は考へておる。ことに今までの例としては、第三者の場所を捜査なさることも少いでしょうし、今回の場合に特に疑惑をさしはさまれるようなことをなさることは、大いに考へなければいかぬことだと思つて、法務総裁は御承知がなかつたというようなこ

とでありますけれども、どうも今朝來の御答弁を聞いて、まだ私は釈然たるものがなないのであります。これについて法務総裁として、明瞭に一言このお與へ願ひたいと思ひます。今朝から承つたことに対して特に御質問申し上げれば、その点であります。

○殖田國務大臣 議員さんの御質問は私はごもつともだと思ひます。実はこの問題は私の注意が十分に届きませんでした。結果におきまして、はなはだ不本意な結果を生じておりはせんかと考へておりますが、その点につきまして私は重々責任を感じておるのであります。しかしすでにこれはできたことでありまして、また相当な理由もあるものであります。單に何も理由なく、いわゆるフアショの考へをもつて簡単に輕率にやつたということではないのであります。やはり相当な理由と相當な注意を拂つて実行したことでありまして、ただそれが他の影響を考へ、あるいはまた大きな憲法等の精神に考へまして、適當を欠くような結果になつておはせんか、こゝろ考へておるのではありませんか、いかにこれを処置すべきか、今後これをいかに調和していくかむずかしい問題でありまして、さればと申して、法務総裁が検事總長のみを指揮するといふ規定がございますけれども、これは檢察のことに限りません。法務総裁がみづから一定のプランを描いて検事總長を指揮するわけにはまいりません。他の下級の檢察廳から検事總長を報告をされて、検事總長が指揮を求めた場合にのみ指揮をします。得るということになつておるのでありますから、そういう規定のあります精神もまた非常に重大な精神であります。

まして、これを簡単に法務総裁が自由に指揮して、あるいは何かから何でもくちばしをいれるということがあつては、はなはだ相済まざるものが生ずるのであります。その辺彼此いろいろと勘案をいたしまして、何とか適當な調和の道はないかと今苦慮いたしておるのであります。要するに私法務総裁といたしましては、強固にいたしまして、常に不斷の注意を怠らず、法規にそむかざる程度において運用して行くよりはかかないと思つております。御心配の点、また今日御議論の点もごもつ

との点が多々あるのであります。私はそれらの御主張、御意見を十分に尊重いたしまして、私もいろいろ考へ、また省内の幹部とも相談いたしまして、將來あやまちのないよう、法の精神にとらないうに、何とかくふうをしてみたいと考へております。こゝで明確に具体的にどうするということとを申し上げられないのは遺憾であります。けれども、大事な問題でありますから慎重に考慮いたしまして、もし法制等の必要があれば、それはまた法制を立てることもいたさなければならぬと思つております。今日の場合、一昨日の事件に関連いたしまして、種々考へさせられることが多々あるものであります。十分考慮いたしまして、皆様の御意見のあるような線に沿つて進みたいと考へております。

段階が違ひ、従つて逮捕について憲法の保障があつたところで、それはただちにともつて捜査の保障にならないと私は考へております。そういうこともなかつたやうでありますけれども、しかしそういうふうな考へております。しかししたとえそういう場合でありまして、よほど趣旨はくまなければならぬことは同調いたします。従つて現行の法律がどうなつておろうとも、新憲法の趣旨にのつとつて、できる限り法の實をあげなければならぬと思つております。それについては十分御考慮願ひたいと思つております。ことに党人ではないところの方を法務総裁に選んだゆゑんは、相次ぐ疑獄に対して徹底的にメスを入れる意味だらうと考へております。現実にはそのためになられた法務総裁が、相談一つ受けないというやうなことであつてはならないと思ひます。十分に御相談になつて、十分に秘密を守つて、これに対して最後のメスを與えられることが適當であらうかと思ひます。従つてただいま申し上げたことと、今度の組閣に當りまして、その点がやはり党人を選ばれたゆゑんだと私は考へております。これが御相談なしに單獨に運ばれたというやうなことは、はなはだ遺憾のことと思ひます。検事總長を指揮するといふことは、検事を指揮するといふことになるかと思ひますが、直接または間接に全國の検事を指揮する場合において、自分が知らなかつたといふことをお述べになることは、決してそれは言ひ訳にならないと思ひます。もう少しその点については御勉強になつていただきたいて考へております。あるいは御意見のごとくであるかもしれませんけ

れども、そういうことを希望いたしておきます。

○殖田國務大臣 議員さんの御意見はまことにごもつともでありまして、私も検事總長ともよく相談をいたしまして、お互いにそこにむりがなく、円満に指揮され指揮し得る状態をつくりたいと考へております。はなはだ責任回避に聞かして申訳ございませんが、実は就任早々でありましたために、その辺の呼吸が十分に届いておりませんで、これはすべて私の不敏のいたすところでありまして、おわびをする次第であります。

○中村(俊)委員 午前中に私のお尋ねする点は大体伺つたので、ただ一点だけ幸ひ法務総裁がおいでになりますから、お願いいたし、お伺ひするのであります。午前中の私の法務総裁に対する質問の中で、私は栗栖國務大臣の逮捕について一言私の法律の見解を述べたのですが、あの栗栖國務大臣の在任中の逮捕については、遺憾ながら法務廳にも異なつた意見があつたといふことを私は聞いておる。そこで御承知の通り法務廳には意見と異なつたものがあります。これは有能である長官を初めとして有能な方々がお集まりになつておる。その意見の職責は、おそろしくいろいろ重大な問題についてこそ初めて活動なさなければならぬものだと考へておるのですが、法務総裁が今述べられたように十分に公平に、そして世の指揮を受けないうに今後やりたいという御見解には衷心から賛意を表しますが、その実行の一つの具體的現われとしては、必ず私は意見の御活用が必要ではないかと思つて、今回の田中角栄君の捜査についても、検

察当局は意見に意見を求められて行動なすつたのであるかどうかというところをお尋ねしたいと思ひます。

○殖田國務大臣 検務長官がよく承知しておりますから、検務長官より答へさせていたしたいと思います。

○本内政府委員 事捜査に関する問題でありますから、意見に意見を徴してあります。

○中村(俊)委員 けさほど検務長官からは、法律に捜査する権限があるから、その権限を行使して検察廳はやつたのだという御意見がありました。私は、そういう法律上のことを申し上げておるのではない。この際大きな政治問題であるから、政治的の点について十分慎重にやつてもらいたいというこの意見を述べて置いたのですが、検務長官の御意見は、きのうきよう検事にやつて第一線にいる若い検事が、おれにはこういう権限があるのだからやるのだというふうな点と同じような、ただ法律上の見解だけでやるのだからやつたのだという御意見のように午前中拜聴した。だいまは捜査だから、別に意見に意見を聞かなくてもいい。これはもちろん独自の立場でおやりになる権限はあるのですが、ちやうど今問題になつておるのは、いろんな政治問題を中心としての大きな疑獄事件が起つておるのであるから、事いしよくも法務政務次官の自宅を捜査するといふような、社会に與える影響がきわめて大きいときには、たとえそこに権限があつても、その権限行使についてはおほかに適當な方があるうかかなるうかといふことを、十分慎重にやつていただかなければならないものではないかといふことなんです。私のけさ

ほとんどの質問申し上げたいことはそういうことなんです。従つてあの田中政務次官の自宅捜査は、いわゆる権限があるからして当然の権限を行使したのだといふことは、そこに行き過ぎがあるのではないかと。田中君に嫌疑があるのではなくて、持つておる物に嫌疑があれば、任意提出の方法でやらねないのか、任意提出をすれば、田中君は少くとも石炭國管に反対した代議士であるからして、証提隠滅をやるかも知れない。やるならそこに証提隠滅の嫌疑があるから捜査令状でやつたのだといふことではないのである。そこに犯罪の嫌疑があるから強制的な手段を用いる。田中君に何らの嫌疑がなければ、いかに権限があつても強制的な方法を用いず、もつと任意な釋かな方法でやり得たのではないかと、こういうことを私は問題といたしたいのだ。従つてなるほど捜査の途上だけれども、その捜査をするに於いてこの際慎重にといふ意味においても、なお必要ではないかといふことで私は伺つた。ところが捜査の途上だから、秘密が漏れるからでしようが、これは意見に意見を求めなかつたと言われませんが、そういう点について法務總裁としてなお一層慎重の態度をとつていただければ、事が穩便に行つて、田中君に何らの疑惑がないという結論が將來起つた場合に於いて、やはりこの方法をやるべきではないかといふことがあつたらうと思ふ。大きな政治問題、社会問題が起す問題であるがゆえに、おれは権限があるからよろしい、おれは権限を行使するのだという態度は、十分に御検討いただかなければならぬ。その点について、幸いにして法務總裁が今後十分

に研究の上処理しようといふことでありますから、この意見に御活用といふことも特に頭に置いていただきたい。こういうことを一言申し添えておきたいと思ひます。

○鍛冶委員代理 前から法務總裁にちよつと伺ひますが、新刑事訴訟法審議の際に、画期的の大法典でありますから、これを準備し國民に周知徹底せしめるといふときには相當の期日を要するものと考へて、一月一日の施行はむりであらうと考へておつたのであります。しかししる／＼の事情で一月一日から施行するということになつたのですが、準備と申しましたも特に私聞きたいのは、檢察廳、裁判所その他の設備等たいへん準備ができて、一月一日に何ら支障なくやり得るだけに行つておるのであらうか。その点をまず伺ひたいと思ひます。

○殖田國務大臣 實は新刑事訴訟法は昨年一月一日から施行されることになつておるのであります。新刑事訴訟法の制定されましたのが今年七月でありまして、六箇月の期間を置けば施行法もでき、裁判所の規則もでき、警察官の規則もでき。それから人的物的設備も完了する。こういう予定で明年一月一日といふふうになつておるのであります。ところが事實はその後議會の關係も非常にかわつて参つておりますし、政府もかわつておりますし、そういうわけで予算もふえております。それからまたいろいろな施行法は今度の議會に提案をいたしました。御審議を願つておるのであります。そのほかのこれに関連いたします法規類が実は完備してありません。最

高裁判所におかれましては熱心にルールをおつくりになつて、それは大方完成しておられるのであります。しかしながらこれに基いて制定いたします警察官に関する規則はまだできておりません。延び／＼になりましたため、いろいろな手違ひを生じております。はなはだ責任回避のようにも見えませんけれども、刑事訴訟法を完全に施行しようといふことは、実はまだ施行しにくい状態にあるのであります。どうして施行いたしたしようか、非常に心配しておるのであります。しかしながらすでに法律があつていふうにきまつておりました、關係方面の意向もありませんので、どうしても施行しなければならぬという状態に立ち至つております。従つても施行になりません、いふ／＼不十分な点、また手不足、人不足、あるいは物不足といふようなことも出て参りました。何が、何としてもこれは施行して行こうという決心で今やつております。それで予算の点につきましても、予算編成に當りまして、最初はその予算を削られたのでありますけれども、これは特別な問題であつて、ぜひとも施行しなければならぬのであるから、ぜひ予算をどこかえむりやりにでも入れてもらいたといふので、大蔵省に頼みまして、実は予算の中に繰り込んでもらつた約束をいたしておるのであります。ところがその予算すらまだ実は完結しておりません。あるいはわづかあと四日の会期中に予算を提出することができなうか、できないか、それも危ういのであります。できたといひましたとしても、これを完全に審議いたしました御議決を願うのもまたどういふことになりま

か、安心がならぬ状態であります。もしまた解散等がありますれば不成立に終ります。そういういたしましたときには、何かの緊急の措置でやれるといひましたも、はなはだ心配にたえないのであります。私どもは法律は施行しなければならぬが、準備は不十分だといふことで頭を悩ましておるのでございします。それが現状でございます。ただ法律を施行するといふことだけは、今まだいささかも決心はかえております。

○鍛冶委員代理 今予算のお話がありました。予算は確かにとり得るお見通しがついておるのか。もしまたかりに本議會において予算が成立せなかつた場合でも、緊急の措置としてやり得るだけの見通しがついておるすでしうか。

○殖田國務大臣 予算はまだ關係方面との完全な了解がなければどういふことは申し上げられないのであります。ことに私どもの要求しております刑事訴訟法施行に関する予算そのものについては、まだ關係方面とはつきりと了解をつけておらぬのであります。ただ大蔵省が條件を予算の中に織り込んでおりました。その條件の中で考へてくれるといふことになつておりますので、多分大蔵省との約束通りに行けるものと考へております。しかしそれは予算が完全に成立したときの話でありまして、今度もし予算が成立しない、参議院における緊急集會といふもので緊急の予算を成立せしめてもらうときに、それが入るかどうか、こ

ういふ問題があります。これも私は大蔵大臣との關係におきましては、入れてもらふといふことを約束をしておる

か、安心がならぬ状態であります。もしまた解散等がありますれば不成立に終ります。そういういたしましたときには、何かの緊急の措置でやれるといひましたも、はなはだ心配にたえないのであります。私どもは法律は施行しなければならぬが、準備は不十分だといふことで頭を悩ましておるのでございします。それが現状でございます。ただ法律を施行するといふことだけは、今まだいささかも決心はかえております。

○殖田國務大臣 予算はまだ關係方面との完全な了解がなければどういふことは申し上げられないのであります。ことに私どもの要求しております刑事訴訟法施行に関する予算そのものについては、まだ關係方面とはつきりと了解をつけておらぬのであります。ただ大蔵省が條件を予算の中に織り込んでおりました。その條件の中で考へてくれるといふことになつておりますので、多分大蔵省との約束通りに行けるものと考へております。しかしそれは予算が完全に成立したときの話でありまして、今度もし予算が成立しない、参議院における緊急集會といふもので緊急の予算を成立せしめてもらうときに、それが入るかどうか、こ

ういふ問題があります。これも私は大蔵大臣との關係におきましては、入れてもらふといふことを約束をしておる

か、安心がならぬ状態であります。もしまた解散等がありますれば不成立に終ります。そういういたしましたときには、何かの緊急の措置でやれるといひましたも、はなはだ心配にたえないのであります。私どもは法律は施行しなければならぬが、準備は不十分だといふことで頭を悩ましておるのでございします。それが現状でございます。ただ法律を施行するといふことだけは、今まだいささかも決心はかえております。

のであります。さて緊急集会におきまして御議決になるやいなや、これもまた心配をしております。それと同時に緊急集会ということになりまして、全部の予算はどうしてその集会に提出するわけにも参りませんので、いろいろの費目をビツクアップいたしましたので、その際その財源等のにらみ合いもあつて、要求する予算額が追加予算の場合のごとく、完全な数字が盛りられないこともあろうかと思ひます。その点も非常に危惧いたしております。ただ危惧ばかりをいたして参りまして、ほんとうのしつかりした見通しがないので残念であります。そういう状態でありま

かろうかと思はれるのであります。かような重大な画期的な刑事訴訟法を施行せられるときにおいては、これに対する予算も考慮しなければならぬのに、まだそれに対する措置ができないで、とにかく施行期日がそうきまつてあるのだからというだけで実施いたしましては、非常な禍根を將來に残すようなことになるのでなからうかと思はれるのであります。これらに対する見解を承つておきたいと思ひます。

○殖田國務大臣 ごもつともであります。そのために非常に苦慮をいたしております。あるいは施行を延期してほしいというふうな意見もあつたのでございますが、不幸にして、そういう希望をいれるような客観情勢がないものであります。いやでもおうでもやらなければならぬ立場に迫られておるのであります。

○石井委員 それからこれはいよいよ解散になつたときには、参議院に緊急集会を求めて、そうして予算を通過させる。こういうふうなお考えが政府においては非常に強いようであります。が、私たちが常議的に考える場合において、大体今の六千三百円の人事委員会の賃金ベースは、これは現在の政府においては予算措置が困難であらうと思ふのであります。しかもに官公吏の方においては七千三百円ベースとな

な攻撃を回避する向きからも、おそろしく審議に應じなくなるのではなからうかと考えられる。大体そういうふうな考えのものが常識でなからうかと思ふのであります。こういうふうな状態が常識的に考えられるときにおいて、予算が組めないで、この刑事訴訟法が実施されたときには、どんな結果になるであらうかという点についての御見解を承つておきたいと思ひます。

○殖田國務大臣 その点を突は非常に苦慮をしております。もし予算もできない、そうして一月一日に施行しなければならぬ、そうした場合に、施行が六割と申しますか七割と申しますか、ほとんど施行は名ばかりであつて、施行しないと同じような、つまり実効のない施行に終ることになります。これはこれはゆゆしき大事であります。でありますからその際は私は――これはここで申していいかどうかかわかりませんが、もし万一そういうような事態に立ち至りました場合には、それこそ施行の延期を緊急集会で願うほかに、これはできないかと思ひます。これができることかできないことか、その際になつてみなければわかりませんが、私はせつぱ詰まつて来れば、そういうことを考えるよりしかたがないのではないかと考えております。

○石井委員 大體裁判所法の一部を改正し、特に刑事訴訟法の施行をいたすということになりますと、相当額の予算が計上されなければならぬのではなからうかと思ふのであります。大體弾劾裁判におきましても、初めはあまり経費はいらないだろうというふうなことで、その筋においてもあまり予算を認めなかつたのであります。が、やつ

て見ますと予想外に経費がいる。そこで新刑事訴訟法の施行について、どのくらい予算を要求しておるか、また大蔵省においてどのくらいこれが具体化されて来ておるかを承りたいと思ひます。

○殖田國務大臣 ただいま私のお答えしました中で一つ欠けておりましたことは、今のような緊急集会において特別な措置を願ういたしましたも、これはやはり関係方面の了解を得なければできませんので、関係方面の了解を得ておきたいと思つております。

○石井委員 刑事訴訟法の施行に關してだけで九億になるのであります。か。

○殖田國務大臣 さようでございます。す。

○鐵治委員長代理 本日はこの程度で散會いたします。

午後五時一分散會

〔參照〕
戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書下級裁判所の設立及び管轄區域に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により最終号に掲載〕

昭和二十三年十二月二十日印刷

昭和二十三年十二月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局